

業務実績等報告書

(第4期中期目標期間見込評価)

(独立行政法人海技教育機構)

様式1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	見込 評価	期間実 績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
(1) 海技教育の実施									
内 航 船 員 養 成	養成定員と養成課程	B	B	B	A		B		
	課程の再編	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>		<u>B</u>		I-(1)
	教育内容の高度化	B	B	B	B		B		I-(1)
	航海訓練	B	B	B	B		B		I-(1)
外 航 船 員 養 成	養成定員と養成課程	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>A</u>		<u>B</u>		I-(1)
	教育内容の高度化	B	B	B	B		B		I-(1)
	航海訓練	B	B	B	B		B		I-(1)
実務教育									
	A	A	A	A		A			I-(1)
(2) 研究の実施									
	A	A	A	A		A			
	B	B	B	B		B			I-(2)
	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>		<u>A</u>			I-(2)
(3) 成果の普及・活用促進									
	B	B	A	A		B			
	B	B	A	A		B			I-(3)
	A	A	A	A		A			I-(3)
	B	B	A	A		A			I-(3)
	B	A	B	B		B			I-(3)
	B	B	B	B		B			I-(3)

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	見込 評価	期間実 績評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
	B	B	A	B		B			II-(1)
	B	C	B	B		B			II-(2)
	B	B	B	B		B			II-(3)
	B	B	B	B		B			II-(4)
	B	B	A	B		B			II-(5)
III. 財務内容の改善に関する事項									
	A	A	A	A		A			III-(1)
	B	B	B	B		B			III-(2)
	B	B	B	B		B			III-(3)
	B	B	B	B		B			III-(4)
	-	-	-	-		-			III-(5)
	B	B	B	B		B			III-(6)
	-	-	-	-		-			III-(7)
IV. その他の事項									
	B	B	B	B		B			IV-(1)
	B	B	B	B		B			IV-(2)
	B	B	B	B		B			IV-(3)
	B	B	B	C		C			IV-(4)
	B	B	B	B		B			IV-(5)

様式1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-(1)	海技教育の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標： 施策目標：	当該事業実施に係る根拠（個別法 条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第11条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ・「船員養成の改革に関する検討会」において、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとしており、上記「(1) 新人船員養成」は、その達成に向けた重要な要素であるため。 ・特に、海事関連企業への就職率について、我が国の内航海運では十分な数の若年船員を育成することが必要であり、機構は内航新人船員の重要な供給源であり、主要な役割を果たしているため。	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	

	<p>・求人状況は海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を大きく受ける。売り手市場が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は予想が困難である。機構は、安定的・持続的に船員を供給するのが使命であることから、重要度は高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>・海事関連企業への就職率は、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を受けるため。</p> <p>・内航船社へ就職する生徒・学生に対するきめ細かな就職指導と、学校職員による企業訪問の継続的な実施や求人開拓が必要であるため。</p> <p>・海技士国家試験の合格率は、機構のパフォーマンスを最大限に引き出し、学力に応じたきめ細かい個別指導や教材の作成、練習船における試験指導などの努力を継続しなければ、達成できない目標として設定しているため。</p>		
--	---	--	--

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
養成定員 (四級海技士)	400名	390名	400名	400名	400名	405名			予算額(千円)	6,598,390	6,407,862	6,589,267	6,954,466
就職率 (計画値)	海技学校 95%以上	本科 95%以上	海技学校 95%以上	海技学校 95%以上	海技学校 95%以上	海技学校 95%以上			決算額(千円)	6,967,766	7,282,632	7,047,727	7,062,230
就職率 (実績値)		96.9%	95.5%	96.5%	96.9%	96.1%			経常費用(千円)	6,558,520	6,636,219	6,856,952	7,115,311
達成度		102.0%	100.5%	101.6%	102.0%	101.2%			経常利益(千円)	2,437	-40,263	63,240	20,693
就職率 (計画値)	海技短大 95%以上	専修科 95%以上	海技短大 95%以上	海技短大 95%以上	海技短大 95%以上	海技短大 95%以上			行政コスト(千円)	6,908,855	7,020,874	7,179,112	7,425,324
就職率 (実績値)		99.6%	99.1%	99.2%	98.4%	100.0%			従事人員数	565	561	553	542
達成度		104.8%	104.3%	104.4%	103.6%	105.3%							
就職率 (計画値)	海技大学校 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上							
就職率 (実績値)		100.0%	100.0%	100.0%	92.9%	100.0%							
達成度		105.3%	105.3%	105.3%	97.8%	105.3%							
合格率 (計画値)	海技学校 85%以上	本科 80%以上	海技学校 85%以上	海技学校 85%以上	海技学校 85%以上	海技学校 85%以上							
合格率 (実績値)		65.8%	73.8%	82.7%	88.5%	88.1%							
達成度		82.3%	86.8%	97.3%	104.1%	103.6%							
合格率 (計画値)	海技短大 95%以上	専修科 95%以上	海技短大 95%以上	海技短大 95%以上	海技短大 95%以上	海技短大 95%以上							
合格率 (実績値)		100.0%	97.4%	97.8%	97.4%	91.9%							
達成度		105.3%	102.5%	102.9%	102.5%	96.7%							
合格率 (計画値)	海技大学校 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上	海上技術コース 95%以上							
合格率 (実績値)		100.0%	100.0%	97.5%	100.0%	97.9%							
達成度		105.3%	105.3%	102.6%	105.3%	103.1%							
アンケート指標 (計画値)	肯定意見 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							

アンケート指標 (実績値)		—	99.0%	98.1%	95.0%	96.3%								
達成度		—	123.8%	122.6%	118.8%	120.4%								
合格率 (計画値)	水先コース 90%以上	—	水先コース 90%以上	水先コース 90%以上	水先コース 90%以上	水先コース 90%以上								
合格率 (実績値)		—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								
達成度		—	111.1%	111.1%	111.1%	111.1%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
<p>1. 海技教育の実施</p> <p>「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項第1号に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」(新人船員養成)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、人口減少社会の中で船員の安定的・効果的な確保・育成が求められていることを踏まえ、国際条約に的確に対応するとともに、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界のニーズを反映した海技教育の見直し及び練習船や学校施設運用の効率化に向けた取組を進める。</p> <p>また、海技教育に関し持続可能な取組を進め、引き続き船員の安定的・効果的な確保・育成を推進していく。</p>	<p>(1) 海技教育の実施</p> <p>「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項第1号に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」(新人船員養成)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国際条約に的確に対応するとともに、船員教育機関及び海運業界と連携してのニーズの一層の精査や、これら関係者を交えて検討する国の施策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直し、海技教育全般の質の向上を図る。</p>			<p>海技教育の実施の評価：B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】</p> <p>(A4点×1項目+B3点×2項目×2+B3点×5項目)÷(8項目+2項目)=3.1</p> <p>したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>			

		＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	評定
<p>(1) 新人船員養成 ① 内航船員養成 (a) 養成定員と養成課程 内航船員養成事業においては、四級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行うものとし、とりわけ、内航船員の主な供給を担っている四級海技士養成課程については、期首の定員を400名とする。 内航新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果等を踏まえ、期間中、拡大に向けて定員を見直すものとする。</p>	<p>① 新人船員養成 ア 内航船員養成 a) 養成定員と養成課程 海上技術学校（以下「海技学校」という。）及び海上技術短期大学（以下「海技短大」という。）の新人船員養成については、期首の定員を400名とする。 なお、内航新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果を踏まえ、期間中に見直す。</p> <p>i) 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。</p>	<p>・養成定員及び養成課程の見直しを検討したか。</p> <p>＜主な定量的指標＞ ・海技学校及び海技短大の定員数を400名とする。</p> <p>・四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。</p>	<p>① 新人船員養成 ア 内航船員養成 a) 養成定員と養成課程 ・四級海技士養成課程について、「船員養成の改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）の結果を踏まえ、海技学校の短大化及び航海・機関両用教育から専科教育への移行、更には施策の効果をより高めていくため、一部の学校で特色のある教育内容に特化（ECDIS（電子海図表示情報システム）演習等）するなど、新たな工夫について検討を行い、その検討結果を反映したカリキュラムを策定し、令和3年度に小樽海技学校を、令和6年度に唐津海技学校を、それぞれ海技短大とし、航海専科課程教育を開始した。</p> <p>・養成定員について、海技学校の短大化により小樽校の養成定員を30名から40名に拡大し、養成期間を3年から2年に短縮することで、在籍者数を90名（3学年×30名）から80名（2学年×40名）に減少させることができ、教室や練習船等の制限がある中、受入が可能となった。この小樽海技学校の短大化に伴い期首の定員を10名拡大の400名とした。さらに、令和6年度に唐津海技学校を短大化し、養成定員を405名に拡大した。</p> <p>i) 海事関連企業への就職率 ・以下の取組等の工夫を通じて、海事関連企業への就職率は、次のとおりの実績を得た。</p> <p>[指標実績] ・海技学校 R3：95.5% R4：96.5% R5：96.9% R6：96.1% ・海技短大 R3：99.1% R4：99.2% R5：98.4% R6：100.0%</p> <p>○コロナ禍においては、WEBを積極的に活用し、リモートによる就職指導及び就職説明会を</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：B ・以下の実績により中期計画等における目標を達成していることから、自己評価をB評定とする。</p> <p>・海技学校2校（小樽・唐津）の短大化及び航海専科化を実施 ○検討会の結果を踏まえ、国や業界と学校体制の見直しに向けた検討を重ね、令和3年度に小樽海技学校を、令和6年度に唐津海技学校をそれぞれ海技短大化し、航海専科校として開校した。 ○短大化により、入学志願者が全国規模に拡大し、より優秀な船員志望者の獲得が可能となった。 ○短大化に合わせて、航海と機関の両用教育から航海専科へ移行することにより、より高度かつ専門的な教育体制を確立した。</p> <p>・内航船員養成定員数を独法化以降最大の405名に拡大 ○短大化によって、小樽校で10名、唐津校で5名、それぞれの養成定員数を拡大したことにより、機構による内航船員養成定員数が令和6年度から海技学校70名、海技短大335名の合計405名に達し、平成13年度の独法化後最大の養成定員数となった。現在の養成定員数は定量的な指標として設定した400名を上回っており、我が国における安定的な内航船員の供給に大いに寄与している。</p> <p>・きめ細やかな就職指導を行うことにより、四級海技士養成課程の海事関連企業への各年度の就職率95%以上を達成 ○コロナ禍にあった令和3年度及び令和4年度は、従来の対面による就職指導が困難な状況であったが、WEBを積極的に活用し、リモートによる就職指導や説明会を実施することで、定量的指標に掲げる海事関連企業への就職率95%以上を達成した。 ○新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された令和5年度からは、WEBを活用した取組を継続しつつ、海技者セミナーなど就職関連イベントに生徒・学生を積極的に参加させるとともに、よりきめ細やかな指導を行うことで、指標を上回る海事関連企業への</p>	<p>＜評定に至った理由＞</p>	

	<p>ii) 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海技士国家試験の合格率は、個々の学力に応じたきめ細やかな指導により、期間中の各年度とも航海または機関のいずれかに 95%以上合格することを目指す。また、期間中における航海・機関の両方の合格率は、期間中の各年度とも海技学校は 85%以上、海技短大は 95%以上とする。</p>	<p>・四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海技士国家試験の合格率については、期間中の各年度とも航海または機関のいずれかに 95%以上とする。</p> <p>・期間中における航海・機関の両方の合格率は、期間中の各年度とも海技学校は 85%以上、海技短大は 95%以上とする。</p>	<p>行った。更に、学校紹介動画を作成して船社に対し提供するなど、新たな取組も行った。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症が5類へ移行された令和5年度からは、引き続き WEB を活用しつつ、海技者セミナーなど従来の対面型による就職関連イベントに積極的に参加させるなど、きめ細やかな就職指導を行った。</p> <p>ii) 海技士国家試験の合格率</p> <p>・以下の取組等の工夫を通じて、海技士国家試験の合格率は、次のとおりの実績を得た。</p> <p>【指標実績】</p> <p>・航海または機関のいずれかの合格率</p> <p>○海技学校</p> <p>R3：94.2%</p> <p>R4：97.1%</p> <p>R5：99.0%</p> <p>R6：100.0%</p> <p>○海技短大</p> <p>R3：100.0%</p> <p>R4：99.1%</p> <p>R5：100.0%</p> <p>R6：100.0%</p> <p>・航海・機関の両方の合格率</p> <p>○海技学校</p> <p>R3：73.8%</p> <p>R4：82.7%</p> <p>R5：88.5%</p> <p>R6：88.1%</p> <p>○海技短大</p> <p>R3：97.4%</p> <p>R4：97.8%</p> <p>R5：97.4%</p> <p>R6：91.9%</p> <p>・航海のみの合格率</p> <p>○海技短大（航海専科）</p> <p>R5：100.0%</p> <p>R6：100.0%</p> <p>【合格率向上のための取組】</p> <p>○口述試験過去問題集の配布、模擬試験の実施及び希望者に対する個別指導の実施</p> <p>○全校統一実力試験の実施</p> <p>○WEB 実力試験の実施</p> <p>○WEB チャレンジ課題の実施</p> <p>○練習船問題集の早期配布</p> <p>○学校教科書の内容と練習船問題集の相互活用促進のための学校教科書を改訂</p> <p>○学校教員と練習船教官との意見交換会の実施</p> <p>○自学自習ソフトの作成及び活用</p> <p>○学校間の口述試験関係情報共有の促進</p>	<p>就職率 95%以上を達成した。</p> <p>○令和7年度においても、同様の取組を行うことで、指標を上回る見込みであり、期間中の各年度とも定量的指標（海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも 95%以上）を達成する見込みである。</p> <p>・難易度「高」である海技士国家試験の合格率について、下記の取組により高水準を維持</p> <p>○海技学校において、海技士国家試験の合格率は、航海・機関いずれかの合格率、両方の合格率ともに定量的指標を下回っていたが、令和5年度以降は、左記取組により、定量的指標を達成した。</p> <p>○海技短大において、海技士国家試験の合格率は、航海・機関いずれかの合格率は各年度 99%以上の高い水準を推移し、両方の合格率は令和6年度を除き定量的指標を達成した。また、航海専科においては、各年度 100%を達成した。</p> <p>○コロナ禍では対面指導が難しい状況であったが WEB を活用し、リモートで補講を実施した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された令和5年度からは対面での補講を増加させるとともに、WEB と対面指導を組み合わせる等、より効果的な口述試験対策を実施した。</p>		
--	---	--	---	---	--	--

		＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	評定
<p>(c)海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等</p> <p>国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上や資質の涵養に資する教育訓練、練習船の多科・多人数配乗の解消のため、陸上での代替訓練を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。</p> <p>また、前中期目標期間から取り組んでいる座学教育と航海訓練の一体的実施について、実施効果を検証し更に推進する。</p>	<p>c) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等</p> <p>国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上や資質の涵養に資する教育訓練、練習船の多科・多人数配乗の解消のため、陸上での代替訓練を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図るため、次の取組を行う。</p> <p>また、前中期目標期間から取り組んでいる座学教育と航海訓練の一体的実施について、実施効果を検証し更に推進する。</p> <p>i) 国際条約改正や近年における技術革新への対応として、知識・技能に優れた船員を養成するべく四級海技士養成において ECDIS 登録講習、BRM・ERM の各訓練の導入を検討する。</p> <p>ii) 練習船機関科実習の一部を陸上施設で行えるよう、海技大学に陸上</p>	<p>・四級海技士養成において ECDIS 登録講習、BRM・ERM の各訓練の導入を検討したか。</p> <p>・海技大学に陸上工作技能訓練センターを整備したか。</p>	<p>c) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等</p> <p>i) 国際条約改正や近年における技術革新への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小樽海技短大（航海専科）の四級海技士養成課程では、初めて1年次後期から BRM(Bridge Resource Management)演習及び ECDIS 訓練をカリキュラムに組み込み実施した。実施に当たり以下の準備を行った。 ○ECDIS 登録講習を担当する航海科教員は講師要件を満たすために Type Specific 訓練を含む ECDIS 研修を受講した。 ○航海科教員はスキルアップのために BRM 訓練に関する研修を受講した。研修受講後は意見交換会等を通じて見直しを行い、学習指導要領を改正し、結果を反映した。 ・唐津海技短大（航海専科）においても、ECDIS 登録講習及び BRM 演習を導入した。ECDIS 登録講習を担当する航海科教員は講習・研修を受講するとともに、小樽海技短大で得た経験を活用し、高度な教育体制を実現した。 ・日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸及び青雲丸の各大型練習船においては、最新型 ECDIS トレーニングキットを用いて実習を実施した。 ・ERM (Engine room Resource Management) 演習を導入するために以下の準備を行った。 ○機関専科クラス開校を目指して ERM 演習を導入できるよう、必要機器の選定、整備及びカリキュラムの検討を実施した <p>ii) 陸上工作技能訓練センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上工作技能訓練センターの開設に向けて、建屋の整備（既存設備の撤去と更新及び教材機 	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の実績により中期計画等における目標を達成していると総合的に判断し、自己評価を B 評定とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・四級海技士養成課程航海専科校に ECDIS 登録講習及び BRM 演習を導入・実施 ○令和3年4月に開校した小樽海技短大（航海専科）四級海技士養成課程に ECDIS 登録講習及び BRM 演習を導入した。 ○令和6年4月に開校した唐津海技短大（航海専科）においても ECDIS 登録講習及び BRM 演習を導入した。 ○教員は ECDIS 研修や BRM 研修を継続して受講することで、高度な教育を実施する体制を構築した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ERM 演習導入に向けた取組を推進 ○海技短大機関専科を開校する際に、ERM 演習を導入できるよう、必要機器の選定、整備及びカリキュラムの検討等の準備を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・陸上工作技能訓練センター（機関訓練センター）を設置 	<p>＜評定に至った理由＞</p>	

	<p>工作技能訓練センターを整備する。</p> <p>iii) 感染症対策として、授業・実習時における適正人数の検証を行うとともに、ICTを活用した遠隔教育を強化するため遠隔授業等について取り組む。</p> <p>iv) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進する。また、感染症対策として、WEBによる会社説明会や面接の実施に努める。</p>	<p>・ICTを活用した遠隔教育を強化するため遠隔授業等の志向結果を検証し、改善に取り組んだか。</p> <p>・感染症対策として、授業・実習時における適正人数の検証を行うとともに、ICTを活用した遠隔教育を強化するため遠隔授業等について取り組んだか。</p> <p>・海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進したか。</p> <p>・感染症対策として、WEBによる会社説明会や面接の実施に努めたか。</p>	<p>器の設置等)を実施し、訓練計画及び要員計画策定等の準備を行った。令和6年3月1日、海技大学に機関訓練センターを設置した。</p> <p>・令和8年度の開講に向け、機材の設置、カリキュラムや関係規程の制定等、準備を進めている。</p> <p>iii) ICTを活用した遠隔教育の強化</p> <p>・令和3年度に検証を行い、適正人数(40人/クラス)、必要教員数(2人以上/クラス)及び必要な機材と環境を特定した。これを踏まえ、360度カメラの導入、機構作成教科書の電子化及びタブレット端末の活用等を通じて遠隔授業を実施した。遠隔授業実施後にアンケート調査を行い、適宜改善(画質向上のためのプロジェクト選定等)を行った。</p> <p>・遠隔授業対応PCを令和7年度以降に導入するための検討を開始した。</p> <p>iv) 海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解の促進</p> <p>・各学校の生徒・学生に海技者セミナーへの参加機会を提供するとともに、日本内航海運組合総連合会から講師を招き特別講義や内航海運組合との懇親会(意見交換会)を実施した。</p> <p>○毎年度、海技学校生徒及び海技短大学生を海技者セミナーに参加させた。また、全国内航タンカー組合と海技学校生徒及び海技短大学生との懇談会にて意見交換を行い、海運企業と直接対話する機会を提供することで、海事関連企業への就職を支援するとともに、海運業界の社会的意義、役割及び業務形態の理解を促進した。</p> <p>○海技学校及び海技短大から海技者セミナーに参加した生徒・学生は、令和3年度から令和6年度までの4年間で延べ2,653名に及び、令和7年度においても延べ500名程度の参加を見込んでいる。</p> <p>○全国内航タンカー組合の懇談会に参加した生徒・学生は、令和7年度において339名が参加した。</p> <p>・感染症対策に留意し、コロナ禍においてはWEBを活用し、以下を実施した。</p> <p>○生徒・学生に対する業界説明会及び海技者セミナー</p> <p>○内航海運組合(全国内航タンカー海運組合)と、本部職員・学校教職員との意見交換会</p> <p>○海技教育財団と募集戦略に関する検討会</p> <p>○就職面接</p> <p>○内航海運の現状等を内容とする講演会</p> <p>○日本内航海運組合総連合会から講師を招いた特別講義</p>	<p>○令和6年3月1日、海技大学に「機関訓練センター」の名称で陸上工作技能訓練センターを新たに設置した。</p> <p>・遠隔授業に関する検証及び検証結果に基づく環境整備を開始</p> <p>○ICTを活用した遠隔授業を実施し、検証の結果、授業及び実習時における適正人数、必要教員数及び必要な機材と環境を把握し、遠隔授業実施に向け環境整備を進めている。</p> <p>○遠隔授業対応PCの導入や通信環境の整備を検討しており、益々の環境充実を予定している。</p> <p>・海技学校生徒及び海技短大学生へ海技者セミナー参加機会を提供</p> <p>○毎年度、海技学校生徒及び海技短大学生を海技者セミナーに参加させた。</p> <p>○期間中に海技者セミナーに参加する海技学校生徒及び海技短大学生は延べ3,000名を超える見込みであり、船員雇用のマッチングを推進する当該イベントに貢献している。</p> <p>・WEBによる説明会や意見交換会等の実施</p> <p>○コロナ禍では感染症対策に留意し、WEBによる業界説明会、海技者セミナー、就職面接、講演会及び特別講義を生徒・学生対象に実施した。</p> <p>○コロナ禍においてもWEBを活用し、機構職員と業界団体との意見交換会や検討会を継続的に実施した。</p> <p>○コロナが5類感染症に移行後も、必要に応じてWEB形式やハイブリッド形</p>		
--	---	---	--	--	--	--

	<p>v) 座学教育と航海訓練に係る一貫性あるカリキュラムの着実な実施、知識・技能の定着を目的とした適切なフォローアップにより教育効果を高める。</p> <p>vi) 船内供食・栄養管理に関する教育の必要性について検証し、今後の調理教育及び受託研修の是非について検討する。</p>	<p>・一貫性あるカリキュラムの定着とフォローアップにより教育効果を高められたか。</p> <p>・船内供食・栄養管理に関する教育の必要性についての検証し、今後の調理教育及び受託研修の是非について検討したか。</p>	<p>v) 一貫性のあるカリキュラムの定着とフォローアップ</p> <p>・QMSに係るモニタリングをはじめ、QMS マネジメントレビュー等において、次の対応を検討し適切にフォローアップした。</p> <p>○学校（担任）と練習船（教務担当）間で、定期的に WEB 会議を実施し、学習指導状況について情報共有し、教育効果を高めた。</p> <p>○座学時から練習船問題集の活用や練習船の図面を共有することで、口述試験合格率向上・高い合格率を維持する効果を得た。</p> <p>○WEB 実力試験の実施によって、学生の課題を浮き彫りにし、適切なフォローアップを行った。</p> <p>vi) 船内供食・栄養管理に関する教育の必要性と今後のあり方</p> <p>・船内供食・栄養管理に関する教育の必要性を検証するため、令和3年度に船社を対象としたアンケートを実施した（回答 106 社）。38%の船社から調理教育の効果が活かされていない、47%の船社から調理実習研修（受託研修）を実施しないとの回答を得た。</p> <p>・上記のようなアンケート結果を踏まえ、船内供食・栄養管理に関する必要性を検討した結果、調理教育については、学習指導要領を見直し、令和6年度からカリキュラムとしては実施しないこととした。</p> <p>・受託調理研修について、ニーズやリソースを踏まえ、開催回数及び研修料金の見直しを行った結果、令和7年度から代替施設で実施することとし、依頼があれば可能な限り講師派遣をすることとした。</p>	<p>式を使い分け、説明会や意見交換会の効果を高めている。</p> <p>・学校・練習船間での情報共有推進及び教材使用の一貫性強化</p> <p>○座学教育（学校）と航海訓練（練習船）の一貫性のあるカリキュラム実施のため、WEB 会議で学校と練習船間の情報共有を促進した。また、練習船問題集を学校、練習船と一貫して使用することで口述試験合格率の向上・高い合格率維持に努めている。</p> <p>○WEB 実力試験等のフォローアップを実施した。</p> <p>・船内供食・栄養管理に関する教育の見直し</p> <p>○アンケートの結果、調理教育に対する業界ニーズが著しく低下していることを確認した。これを受け、令和6年度から調理教育を実施しないこととした。</p> <p>○受託調理研修は、関係者との調整の結果、令和7年度から代替施設で実施することとし、依頼があれば可能な限り講師派遣をすることとした。</p>		
<p>(d)航海訓練</p> <p>航海訓練においては、航海訓練環境の改善を行い、海技学校の短大化等の改革に対応した配乗計画を策定する。</p> <p>また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、</p>	<p>d)航海訓練</p> <p>i) 航海訓練の充実</p> <p>航海訓練について、STCW 条約に即した訓練を展開するとともに、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるため、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、期間中に訓練内容、手法の必要な見直しを行う。</p>	<p><評価の視点></p> <p>・国際条約の改正等に対応し、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を習得させたか。</p> <p>・業界ニーズを踏まえ、訓練内容・手法の必要な見直しを行ったか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>d)航海訓練の充実</p> <p>i) 航海訓練の充実</p> <p>・最新の STCW 条約の能力要件表に即してカリキュラム及び訓練記録簿の見直しを実施した。</p> <p>・コロナ禍での内航船社対象の練習船視察会は、事前に練習船で撮影した実習訓練動画を WEB 上に公開することで、多数の船社から意見聴取が可能となり、業界ニーズを把握し、訓練手法の一部（高所作業に関する訓練内容）を実施した。第4期中期目標期間の令和3～6年で延べ61社が内航練習船視察会に参加した。</p> <p>・民間六級実習について、海洋共育センター、尾道海技学院及び日本海洋資格センター九州海技学院に機構大型練習船で実施した練習船実習訓練のアンケート結果を共有し、効果的な実習実施に向けた情報交換を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・以下の実績を総合的に勘案し、自己評価をB評定とする。</p> <p>・国際条約改正に即したカリキュラムへの見直し</p> <p>○国際条約の改正に即したカリキュラムとするため、IMOにおけるSTCW条約の包括見直し等について注視し、情報収集を行ったが、今回はカリキュラムの変更につながる事例は無かった。</p> <p>○国際条約改正の動きについて継続的に確認し対応している。</p> <p>・業界ニーズの把握と実習訓練への反映</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

<p>関係機関と協力して実施する。</p>	<p>ii) 社船実習制度への参入及び実施が円滑に行われるよう、参加船社に対して必要な支援と協力を行う。</p> <p>iii) 海技資格に必要な講習の練習船における実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力してカリキュラムの見直し及び講習プログラムの策定・見直しを実施する。</p>	<p>・社船実習制度への参入及び実施が円滑に行われるよう、参加船社に対して必要な支援と協力を行ったか。</p> <p>・海技資格に必要な講習の練習船での実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力してカリキュラムの見直し及び講習プログラムの策定・見直しを実施したか。</p>	<p>ii) 社船実習制度への支援と協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航船社が社船実習を担当する教員を養成するための「研修担当者のための講習」を期間中4回開催し、実習訓練カリキュラム、実習計画立案方法、成績評価、訓練記録簿の取扱い、安全対策及び実習・生活指導方法等を教授し、社船実習制度への参入と実施に対する支援と協力を行った。 ・国土交通省が毎年度開催する社船実習連絡協議会（内航三級、内航四級）に参加し、国土交通省、船員教育機関及び社船実習実施船社と意見交換を行い、コロナ禍での訓練実施に関する情報共有や質問・依頼事項に対応するなど必要とされる支援と協力を行った。 <p>iii) 国内法の改正動向に合わせたカリキュラム及び講習プログラムの策定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内法（船舶設備規程及び救命艇手規則）の改正を受けて、国土交通省に確認の上、関連テキスト類の限定救命艇手講習に関する箇所を修正するとともに、講義に必要な登録設備に係る変更を届け出た。 	<p>○コロナ禍においても、内航船社を対象に WEB 動画配信形式で練習船視察会と意見交換会を実施し、多数の船社から意見を聴取し、業界ニーズを把握した。</p> <p>○意見交換会で頂いた意見は、訓練手法の見直しに反映し、効果的な航海訓練とするための見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社船実習制度支援のための講習実施及び情報共有 ○社船実習制度を導入する船社に対する教員養成講習の実施や社船実習連絡協議会（内航三級、内航四級）へ参加した。船員教育機関や船社と意見交換や情報共有を図ることで、社船実習実施拡大に必要な支援と協力を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・国内法の改正に即したカリキュラムへの見直しを実施 ○国内法改正に合わせて、関連するテキスト類の改訂や登録設備係る変更届け等を行い、訓練の見直しを行っている。 		
<p>② 外航船員養成 (a)養成定員と養成課程 外航船員養成事業においては、三級海技士の新人船員の養成を行うものとする。 また、三級海技士養成定員及び養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ入学対象要件を見直し、更に幅広いリソースから人材確保が可能となる課程の拡充について検討を行う。</p>	<p>イ 外航船員養成 a)養成定員と養成課程 外航船員養成事業においては、三級海技士の新人船員の養成を行うものとする。 更に幅広いリソースから人材確保が可能となる課程の拡充について準備を行い、期間中に開講する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保が可能となる課程の拡充について、開講に必要な準備を実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 外航船員養成</p> <p>a) 養成定員と養成課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海技大学校三級海技士養成課程の入学対象要件を見直し、拡充するために以下の取組を実施した。 ○三級養成課程拡充に向けた方策検討会を設置し、課程拡充について検討した。その結果、海上技術コース（専攻）において、一般大学・短大等を卒業後、大型船舶職員の資格を取得できるよう見直しを行った。 既存の課程では入学資格に「海運会社に雇用されている者」という条件が付されていたが、令和7年度入学者からその条件を撤廃した。 令和6年4月から受験者の募集を開始し、令和7年度入学生として、従来の入学条件下での入学者に加え、一般大学卒業者等10名の入学が決定した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度及び困難度の高い本項目において以下の実績を鑑み、自己評価をB評定とする。 ・海技大学校海上技術コース（専攻）募集対象の拡大 ○幅広いリソースから人材を確保するため、既存の海上技術コース（専攻）の入学資格である「海運会社に雇用されている者」という条件を令和7年度入学者から撤廃し、一般大学卒業者等も含む、船員への道を開いた。 ○同コースでは、従来の定員数に加え、毎年度10名程度の養成を行い、より船員志向の高い人材確保に向け、取組んでいる。 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

	<p>i) 三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。</p> <p>ii) 三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率は、個々の学力に応じたきめ細やかな指導により、期間中の各年度とも95%以上とする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。 ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率は、期間中の各年度とも95%以上とする。 	<p>○海上技術コース（専攻）の受験者募集においては、海技教育財団と調整し奨学金を整備、SNSを活用した周知活動を実施した。</p> <p>i) 海事関連企業への就職率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組等を通じて、海事関連企業への就職率は、次のとおりの実績を得た。 <p>[指標実績]</p> <p>R3 : 100.0%</p> <p>R4 : 100.0%</p> <p>R5 : 92.9%</p> <p>R6 : 100.0%</p> <p>令和5年度の実績</p> <p>○令和5年度の実績 令和5年度の実績は、就職希望者14名中13人が就職決定となった。就職未決定の学生1名は内定を受けていたが、その船社が外航海運事業参入予定を取りやめたことを理由に、内定を辞退した。なお該当学生は令和6年5月に内航船社へ就職している。</p> <p>【合格率向上のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海技者セミナーや合同面談会への参加、就職説明、応募書類添削及び進路相談の実施 ○企業の採用傾向調査及び情報収集の実施 ○自宅学習期間においてメール及び電話を使用した情報展開、個別相談及び面接支援を実施（コロナ禍のみ） <p>ii) 海技士国家試験の合格率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組等を通じて、海技士国家試験の合格率は、次のとおりの実績を得た。 <p>[指標実績]</p> <p>R3 : 100.0%</p> <p>R4 : 97.5%</p> <p>R5 : 100.0%</p> <p>R6 : 97.9%</p> <p>○早期からの国家試験情報提供と合格意識の啓蒙</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口述試験過去問題（学生調査から作成）を活用した受験対策の実施 ○各科目担当教官による国家試験対策講義の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・海技大学校海上技術コースにおける海事関連企業就職率について各年度ほぼ100%を達成 <p>○令和5年度の実績</p> <p>○令和5年度の実績は、学生1名が内定を辞退したことによって年度末までに就職できず指標を下回った。他年度では全ての卒業生が海事関連企業へ就職を果たしている。令和7年度においても、同様の実績（就職率100%）を上げる見込みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての年度、海技士国家試験合格率は、定量的指標（合格率95%以上）を達成 <p>○海技士国家試験合格率について、全ての年度において目標値である95%以上の実績を上げている（令和3年度及び5年度は100%）。令和7年度においても、指標を上回る見込みである。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

		＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	評定
<p>(b)海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等</p> <p>国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上、資質の涵養、機器運転操作や整備の反復を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。</p>	<p>b)海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等</p> <p>国際条約改正や技術革新に対応した教育の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上、資質の涵養、機器運転操作や整備の反復を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図るため、次の取組を行う。</p> <p>i)感染症対策として、授業・実習時における適正人数の検証を行うとともに、ICTを活用した遠隔教育を強化するため、遠隔授業等について取り組む。</p>	<p>・国際条約改正や技術革新に対応した教育の高度化に取り組んだか。</p> <p>・安全意識の向上、資質の涵養、機器運転操作や整備の反復を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図ったか。</p>	<p>b)海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等</p> <p>・海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化に向けた取組として、外航大手船社の現役船員を練習船に招き、海運業界の技術革新に関する特別講義（テーマ：安全・環境・デジタル）を対面またはWEBで乗船実習中の三級海技士養成コース実習生に対し実施した。</p> <p>・外航大手3社による特別講義に加え、令和6年度からは外航中手船社2社による特別講義（テーマ：船務一般・貨物輸送）を実施した。</p> <p>・より多くの職員が特別講義の視聴を通じて知見を深めることで、関連分野の教育内容の高度化に資することができるよう、記録した講義動画を職員用ポータルサイトに掲載し、視聴できる環境を整えた。</p> <p>・海技大学校において、BRMやERMの基本となる状況認識や情報共有等、コミュニケーションを意識した教育を実施した。</p> <p>・海技大学校において、実技の習得を図るため、校舎を利用した高所作業訓練や校内練習船（海技丸）を利用した実務訓練を行い、教育訓練及び訓練環境を充実させた。</p> <p>・海技大学校の海事教育通信コース（三級）を見直し、クラウド型eラーニングサービスを活用するコンテンツ（海技試験対策として参考になるオンデマンド教材）を作成し、令和5年度からオンデマンドで受講できる課程を開設した。令和6年度末までに34名の受講生を受け入れた。</p> <p>i)感染症対策に係る適正人数の検証及び遠隔授業に関する取組</p> <p>・令和3年度に検証を行い、適正人数（40人/クラス）、必要教員数（2人以上/クラス）及び必要な機材と環境を特定した。これを踏まえ、360度カメラの導入、機構作成教科書の電子化及びタブレット端末の活用等を通じて遠隔授業を実施した。</p> <p>・遠隔授業実施後にアンケート調査を行い、その結果から画質向上のためにプロジェクター選定等を行った。また、遠隔授業対応PCを令和7年度以降に導入するための検討を開始した。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>・計画通りの実績を上げていることから、自己評価をB評定とする。</p> <p>・海運業界の技術革新に関する特別講義の実施</p> <p>○練習船視察会と意見交換会で把握した業界ニーズを踏まえた教育の高度化に加え、外航大手3社及び外航中手船社2社から現役船員を講師として招聘し、練習船実習生を対象に、海運の技術革新等に関する特別講義（対面またはWEB）を実施し、教育の高度化に努めた。</p> <p>・海技大学校におけるコミュニケーション能力に関する教育訓練の強化及び訓練環境の充実</p> <p>○BRMやERMの基本となる状況認識や情報共有等、コミュニケーション能力に関する教育訓練を重点的に実施し、安全意識の向上及び資質の涵養に努めた。</p> <p>○校舎を利用した高所作業訓練や校内練習船で実務訓練を実施した。</p> <p>○クラウドサービスを活用する環境を整え、オンデマンドで受講可能な課程を開設した。</p> <p>・海技大学校において、感染症対策に係る適正人数等を特定、オンデマンド教材による通信講座を開始</p> <p>○令和3年度に感染症対策として、授業及び実習に適正な人数、必要機材と環境を定めた。</p> <p>○アンケート結果等を参考に遠隔授業の検証を進めるとともに、eラーニング教材の作成に取り組み、令和5年度からオンデマンド教材を用いた通信講座を開始した。令和6年度末までに34名の受講生を受け入れており、今後、更なる拡大を見込んでいる。</p>	<p>＜評定に至った理由＞</p>	<p>評定</p>

		＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	評定
<p>(c)航海訓練</p> <p>学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき効果的・効率的に航海訓練を実施する。</p> <p>航海訓練においては、航海訓練環境の改善を推進する検討を行い、配乗計画を策定する。</p> <p>また、国際条約の改正等に的確に対応し、関係機関と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。</p>	<p>c)航海訓練</p> <p>i) 航海訓練の充実</p> <p>航海訓練について、STCW 条約に即した訓練を展開するとともに、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるため、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、期間中に訓練内容、手法の必要な見直しを行う。</p> <p>ii) 社船実習制度への参入及び実施が円滑に行われるよう、参加船社に対して必要な支援と協力を行う。</p> <p>iii) 海技資格に必要な講習の練習船における実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関</p>	<p>・養成目的及び関係法令の要件に基づき効果的・効率的に航海訓練を実施したか。</p> <p>・船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させたか。</p> <p>・社船実習制度への参入及び実施が円滑に行われるよう、参加船社に対して必要な支援と協力を行ったか。</p> <p>・海技資格に必要な講習の練習船での実施について、国内法の改正動向に合わせ</p>	<p>c)航海訓練</p> <p>i) 航海訓練の充実</p> <p>・WEB 形式で練習船視察会を開催し、船社と機構との間で練習船の訓練状況について意見交換を行い、ECDIS について実機を用いた訓練だけでなく、ECDIS シミュレータも活用した訓練を増加させる等、より実践的な航海訓練へと見直しを行った。第4期中期目標期間の令和3～6年で延べ24社が外航練習船視察会に参加した。</p> <p>・意見交換会での意見を踏まえ、練習船内において乗船実習中の実習生を対象に、外航船社の講師による特別講義を実施した。</p> <p>・航海訓練環境の改善、業界ニーズを踏まえた効果的・効率的な航海訓練を実施するため、商船系大学及び商船系高等専門学校と協議し、多科配乗緩和のため配乗計画を見直し、カリキュラムの進捗が同じ実習生が同じ練習船で実習できるよう策定した配乗計画に基づき、各練習船へ配乗した。</p> <p>・商船系大学と協議し、多科配乗緩和のため令和7年度から神戸大学の短期実習2回(1月+2月)を3年次の長期実習1回(3月)に変更する。</p> <p>・国際規則の改正に即したカリキュラムへの見直し、関連するテキスト類の改訂や登録設備に係る変更届等を行い、改正動向に合わせた訓練への見直しを実施するとともに、国際条約の改正に係る動向を継続的に確認している。</p> <p>ii) 社船実習制度への支援と協力</p> <p>・国土交通省が開催する社船実習連絡協議会(外航三級)に参加し、国土交通省、船員教育機関及び社船実習実施船社等との意見交換及び訓練実施に関する情報共有、質問依頼事項への対応等、必要な支援と協力を行った。</p> <p>○海技大学校海上技術コース(専攻)の学生が所属する船社に対して、練習船における実習面や生活面での情報提供を行った。</p> <p>○船社からの要望を受け、一部の船社に対しては訓練記録簿(TRB)を電子媒体で引き継ぐこととした。</p> <p>iii) 国内法の改正動向に合わせたカリキュラム及び講習プログラムの策定・見直し</p> <p>・国内法(船員法及び感染症法)の改正を受け、関連テキスト類を見直した。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>・以下の実績を総合的に勘案し、自己評価をB評定とする。</p> <p>・練習船視察会による業界ニーズの把握と実習訓練への反映を実施</p> <p>○コロナ禍において、外航船社を対象にWEB形式の練習船視察会と意見交換会を実施し、業界ニーズを把握した。</p> <p>○意見交換会での意見に基づき、訓練手法を見直し、効果的な航海訓練となるよう改善を図った。</p> <p>○大手外航3社による練習船WEB特別講義、外航中手船社2社による特別講義を実施した。</p> <p>・多科配乗緩和のために配乗計画の見直しを実施</p> <p>○商船系大学と協議の結果、令和7年度から神戸大学短期実習を3年次の長期実習1回(3月)に変更する。</p> <p>○国際規則の改正に即したカリキュラムへの見直しや関連するテキスト類の改訂、登録設備に係る変更届等を行い、訓練の見直しを実施している。</p> <p>・船社の練習船実習制度への参入を支援</p> <p>○社船実習連絡協議会(外航三級)に参加し、船社に対して情報共有、訓練記録簿の電子媒体での引継等、効果的に実習を実施するために必要な支援と協力を行った。</p> <p>・国内法の改正に即したカリキュラムの見直しを実施</p> <p>○国内法改正に合わせ、関連するテキスト類の見直し等を実施している。</p>	<p>＜評定に至った理由＞</p>	<p>評定</p>

	と協力してカリキュラムの見直し及び講習プログラムの策定・見直しを実施する。	せ、関係機関と協力してカリキュラムの見直し及び講習プログラムの策定・見直しを実施したか。				
(2) 実務教育 海技免許を取得するために必要な講習以外の講習等について見直しを行い、業界のニーズに適した講習を実施できるよう合理化を図る。また、業界のニーズを取り入れながら既存講習の改善を図るとともに、時代に合った新たな要望に基づく講習の新規開講に取り組む。	② 実務教育 ア 業界のニーズに適した講習の実施 講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く。）の実務教育について、講習受講者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得るとともに、業界のニーズを踏まえ、年度毎に講習内容の見直しを行う。 イ 新たな要望に基づく講習の実施 技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のため、国の政策及び業界のニーズを踏まえ、期間中に講習課程について設置・見直しに取り組む。 a) IGF 講習（基本訓練・上級訓練）について業界ニーズに対応すべく期間中に拡充する。	<主な定量的指標> ・講習受講者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。 <評価の視点> ・実務教育について海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の見直しを行ったか。 ・国の政策及び業界のニーズを踏まえ、期間中に講習課程について設置・見直しに取り組んだか。 ・新たな要望に基づく講習の新規開講に取り組んだか。 ・受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、内容の充実を図ったか。 ・IGF 講習（基本訓練・上級訓練）について業界ニーズに対応すべく期間中に拡充したか。	<主要な業務実績> ② 実務教育 ア 業界のニーズに適した講習の実施 ・講習受講者を対象にアンケート調査を実施し、教育内容が業界ニーズを満たしているか、継続的にモニタリングした。アンケート結果に基づき、改善することで高い満足度（肯定的意見95%以上）を維持した。 [指標実績] ・受講者アンケートの肯定的評価の割合 R3：99.0% R4：98.1% R5：95.0% R6：96.3% ※令和6年度からアンケートの選択肢を見直した。 イ 新たな要望に基づく講習の実施 ・研修を受講する船社との定期連絡会議等を通じてニーズの調査を行い、開講する講習の見直しを実施した。その結果、令和4年度にIGF更新講習を、令和5年度に特定海域運航責任者更新講習を開講した。 a) IGF 講習の拡充 ・IGF 講習について、期間中下記のとおり実施した。（令和7年度は予定） ○IGF 基本訓練：15回 令和3年度：4回 令和4年度：4回 令和5年度：3回（3回目は大阪ガスでの実習を同日午前・午後に分級して実受講者は増加。） 令和6年度：2回（大阪ガスでの実習を同日午前・午後に分級して実質4回分。） 令和7年度：2回（大阪ガスでの実習を同日午前・午後に分級して実質4回分。） ○IGF 上級訓練：16回	<評定と根拠> 評定：A ・以下に示すとおり、定量的指数の高い達成度や業界ニーズを踏まえた講習拡大等の実績を総合的に勘案し、自己評価をA評定とする。 ・講習受講者アンケートにおいて、全ての年度で定量的指標（肯定的評価80%以上）を達成 ○講習受講者アンケートの結果は、毎年度定量的指標を大幅に上回る95%以上を達成しており、令和6年度までで平均値97.1%、指標の達成度は121.4%となっている。令和7年度においても同等の評価を得られることが見込まれる。 ・IGF 更新講習及び特定海域運航責任者更新講習を新たに開講、更に既存のIGF 講習を拡充した。 ○IGF 基本訓練の実施回数を増やすことで多数の受講者を受け入れ、業界ニーズに応えている。	評定 <評定に至った理由>	評定

<p>水先人の養成については、引き続き安定的な確保に努め、その教育の実施に際しては、これまでに培ったノウハウを有効活用し、受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、更なる内容の充実を図る。</p>	<p>ウ 水先人教育 水先人を安定的に確保するため、引き続き関係者との連携を図り、その教育を的確に実施する。これまでの実績、成果を有効に活用し、受講者の能力検証・分析結果を踏まえ、座学教育や操船シミュレータ実習の教育効果の向上を図り、水先人試験の合格率为 90%以上とする。</p>	<p>b) 高電圧装置を取り扱う乗組員に対する講習（仮称）について期間中に開講したか。</p> <p><主な定量的指標> ・水先人試験の合格率为 90%以上とする。</p>	<p>令和3年度：3回 令和4年度：3回 令和5年度：4回 令和6年度：3回 令和7年度：3回</p> <p>○IGF バンカリング訓練：16回 令和3年度：3回 令和4年度：3回 令和5年度：4回 令和6年度：3回 令和7年度：3回</p> <p>○IGF 更新講習：12回(内1回中止) 令和4年度：1回 令和5年度：3回(内1回中止) 令和6年度：4回 令和7年度：4回</p> <p>・IGF 基本訓練は、業界の高いニーズを鑑み、実施回数を増やし、受講延べ人数を 60 名から 100 名に拡大した。また、更なる講習回数増加に向け、消火訓練実施場所の調整を実施した。</p> <p>・IGF コード適用船における実務や船員法施行規則改正を踏まえ、令和6年度から講習にLPG、エタノール及びメタノールに関する内容を追加した。</p> <p>・令和7年5月に外国人教育者向けに導入された LNG バンカリングシミュレータを活用し、燃料補給相当講習を開講すべく、必要な準備を整えた。（令和7年度は4回予定）</p> <p>b) 高電圧装置を取り扱う乗組員に対する講習（仮称） ・令和5年度中に訓練設備（高圧配電盤シミュレータ、高圧インターロックシミュレータ及び低圧配電盤シミュレータ等）設置工事を実施し、訓練実施可能な環境を整備した。開講に当たって、講習内容及びインストラクター等配置の検討は、プロジェクト研究の成果に基づき整備した。</p> <p>ウ 水先人教育 ・以下の取組等を通じて、水先人試験の合格率は、次のとおりの実績を得た。</p> <p>[指標実績] R3：100.0% R4：100.0% R5：100.0% R6：100.0%</p> <p>○国家試験対策として養成課程中、共通教育期間中に学内模擬試験（筆記試験対策）を2回、学外模擬試験（筆記試験対策）を1回実施した。</p>	<p>・高電圧装置を取り扱う乗組員に対する講習（仮称）開講準備の実施 ○高電圧装置を取り扱う乗組員に対する講習（仮称）のカリキュラム策定、設備設置工事、教材作成等、令和7年内の開講に向け準備を行っている。</p> <p>・水先人試験合格率は、全ての年度で100%を達成 ○水先人試験合格率は、期間中全ての年度 100.0%（達成度/111.1%）を維持しており、令和7年度においても同様の実績を上げることが見込まれる。</p>		
--	---	--	---	---	--	--

			<p>○各養成課程において能力検証・分析を図るため、共通教育修了時、個別教育及び課程修了時等に能力判定を実施した。</p> <p>○操船シミュレータ訓練の見直しを行い、シナリオ改善、景観修正及び自船モデル作成を実施した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (2)	研究の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第11条第1項第2号
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 ・受託研究及び共同研究については、海技教育や練習船での訓練についての研究テーマを扱う研究機関が少なく、研究委託者の開拓や委託者等との交渉成立により実施できるものであるため。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ														
1 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
研究 (計画値)	期間中 40件程度	年間 33件程度	8件程度	8件程度	8件程度	8件程度			予算額(千円)	320,555	327,651	312,473	341,996	
研究 (実績値)			8件	8件	8件	8件			決算額(千円)	359,566	341,729	325,331	500,267	
達成度			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用(千円)	360,361	339,138	328,470	385,175	
プロジェクト研究 (計画値)	期間中 50件程度	—	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度			経常利益(千円)	-39,376	-15,152	-49,296	40,405	
プロジェクト研究 (実績値)			19件	18件	17件	11件			行政コスト(千円)	360,361	339,138	328,470	385,175	
達成度			190.0%	180.0%	170.0%	110.0%			従事人員数	565	561	553	542	
受託及び共同研究 (計画値)	期間中 60件程度	年間 12件程度	12件程度	12件程度	12件程度	12件程度								
受託及び共同研究 (実績値)			16件	16件	16件	13件								
達成度			133.3%	133.3%	133.3%	108.3%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
2. 研究の実施 機構法第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。 研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育・訓練の質の向上に反映し、船舶運航の安全に寄与すること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。 また、研究成果を社会、船員教育機関や海運	(2) 研究の実施 機構法第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。 研究の実施に当たっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育、海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。				研究の実施の評定：A 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目) + (B3点×1項目) ÷ 2項目 = 3.5 したがって、算術平均に最も近い評定は「A」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。		

<p>業界等に還元し活用するため、業界のニーズを踏まえた研究活動を促進し、海技教育及び船舶運航の質の向上を図り、研究成果の活用と普及の観点から評価できる仕組みを令和3年度中に構築する。</p> <p>機構は、政府が進めるSociety5.0の実現に向け、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、自動運航船の実用化を支えるための研究や、海事局が進める船のゼロエミッション化の実現を支えるための検討を行う。</p>	<p>また、政府が進めるSociety5.0の実現に向け、自動運航船の実用化を支えるため、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、様々な生体データの取得・解析ののち船員スキルを定量化・基準化するための「船員スキル定量化事業」に関する研究や海事局が進める船のゼロエミッション化の実現を支えるための検討等を実施する。</p>					
<p>(1) 研究活動の活性化 教育・訓練業務と調和のとれた研究体制への見直しを図る。新たな研究体制の下、海技教育や船舶運航に関する国際条約の動向や国内法の整備状況、更には業界のニーズを踏まえた研究計画に基づく研究やプロジェクト研究の方針等について検討し実施する。</p>	<p>① 研究活動の活性化 研究能力の維持・向上とともに、研究活動及び研究内容の高度化を図るため、期間中に次の取組を実施する。 ア 研究を主たる業務とする教員を選出する等、教育訓練業務との調和がとれた研究体制を構築することで、研究活動の活性化と質の向上を図る。 イ 研究に対する評価体制・評価指標については、研究成果・普及の観点から評価できる仕組みを令和3年度中に構築する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練業務との調和がとれた研究体制を構築したか。 ・研究活動の活性化と質の向上を図ったか。 ・研究に対する評価体制・評価指標について、研究成果・普及の観点から評価できる仕組みについて、見直しを実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 研究活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究に取り組んだ教員の知見を座学教育や練習船実習に活用した。 <p>ア 研究活動の活性化と質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海技教育機構研究発表会の聴講者（業界関係者）を対象にアンケート調査を実施し、調査結果を各研究者へフィードバックすることで、業界ニーズが以降の研究に反映されるようにした。 ・研究管理委員会を定期的（月1回程度）に開催し、研究体制の確認、活性化と質の向上のための審議を行った。主な審議内容は以下のとおり。 ○研究を主たる業務とする教員を選出することによる独自研究の推進 ○研究者変更に係る手続きの見直し等による、事務手続きの効率化 <p>イ 研究に対する評価体制・評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動の活性化及び質の向上のため、外部評価方式及び内部評価方式の見直しを実施 ○令和3年度に、外部評価方式の統一を行い、海運事業者等から選出した複数名（10～20名程度）の外部有識者による評価制度を構築し、機構研究発表会を対象に運用を開始した。当該 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究に関しては業界ニーズを踏まえた計画に基づき、以下のとおり実績を上げたことから、自己評価をB評定とする。 ・研究を主たる業務とする教員を選出し、独自研究の活性化を促進 ○研究管理委員会において、新たな研究体制の確認を行うと共に、研究を主たる業務とする教員を独自研究に取り組みせることで、研究活動の活性化を図った。 ○研究管理委員会を定期的で開催し、個別の研究計画の審議等を行い、客観的な評価を研究者へフィードバックし、質の向上を図った。 ○事務手続を一部効率化することで、研究体制の円滑な運用を図った。 ・評価方法の統一 ○令和3年度に外部評価の方法を、令和4年度に内部評価の方法を、それぞれ統一し、運用を開始した。 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

		<p>ウ 研究計画に基づき、期間中に延べ 40 件程度の独自研究を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、期間中に延べ 40 件程度の独自研究を行う。 	<p>制度の構築により、研究に対する客観的な評価を得ることが可能になり、研究活動の活性化と質の向上に繋がった。</p> <p>○令和 4 年度に、報文の種類（論文及び技術資料等）によって異なっていた審査の方式を統一し、マニュアル化した。これにより研究手続に係る申請等を明確化し、研究活動の活性化に繋がった。</p> <p>ウ 独自研究数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者、指導者を育成することを目的に基礎研究を認め、機構外成果発表を義務とする「独自研究」を実施した。 <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自研究：計 32 件 R3：8 件 R4：8 件 R5：8 件 R6：8 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者及び指導者を育成するための独自研究は、期間中の定量的指標（期間中 40 件以上）を達成見込み ○各年度において、安定的に独自研究を実施しており、定量的指標の 80.0%（32 件）を達成、令和 7 年度も同等の実績をあげる見込みである。 		
<p>(2) 教育・訓練の質の向上に資する研究</p> <p>学校施設及び練習船の有効活用を行うとともに、国内外のニーズや外部の知見を活用するため、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、受託研究・共同研究を実施する。</p> <p>また、新たな取組としてプロジェクト研究を立ち上げ、今後の教育・訓練の質の向上に資する研究、更には国や業界のニーズにも対応した研究を組織的に行う。</p>	<p>② 教育・訓練の質の向上に資する研究の実施</p> <p>学校施設及び練習船の有効活用するとともに、国内外のニーズや外部の知見を活用するため主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、受託研究・共同研究を実施する。</p> <p>また、新たな取組としてプロジェクト研究を立ち上げ、今後の教育・訓練の質の向上に資する研究、更には国や業界のニーズにも対応した研究を組織的に行う。</p> <p>ア プロジェクト研究を期間中に延べ 50 件程度実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・訓練の質の向上に資する研究、国や業界のニーズに対応した研究を組織的に行ったか。 <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究を期間中に延べ 50 件程度実施する。 	<p><主要な業務実績></p> <p>② 教育・訓練の質の向上に資する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究管理委員会を定期的（月 1 回程度）に開催し、プロジェクト研究及び共同研究新規承認等を審議した。また、令和 3 年度にプロジェクト研究の承認について新しいプロセスを確立した。 ・受託研究については、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、国内外のニーズに応じた研究を実施した（例、日本船舶技術研究協会「船員スキル定量化事業」）。 <p>ア プロジェクト研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の教育・訓練の質の向上に資する研究、更には国や業界のニーズにも対応した研究テーマを教員／教官が自発的に提案するとともに、機構のリソースを活用した組織的な研究テーマとして、海事社会に資する研究を実施した。 <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究：計 65 件 R3：19 件 R4：18 件 R5：17 件 R6：11 件 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難度の高い指標を掲げる本項目について、以下のとおりの実績を上げ、定量的指標の対中期計画値が 120%を超える見込みであることから、自己評価を A 評価とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究は、期間中における定量的指標（期間中 50 件程度）を大幅に上回る件数を達成 ○令和 3 年度から立ち上げたプロジェクト研究は、研究者自らの提案を励行する柔軟な仕組みとし、定量的指標の 130.0%（65 件）を達成している。令和 7 年度においても同等数の研究を実施する計画であるため、今中期目標期間終了時には、計画値を大きく上回る実績を上げる見込みである。 	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	<p>評価</p>	

	<p>イ 受託研究及び共同研究を期間中に延べ 60 件程度実施する。</p>	<p>・受託研究及び共同研究を、期間中に延べ 60 件程度実施する。</p>	<p>イ 受託研究及び共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部機関と受託研究及び共同研究を実施し、学会等で研究成果を発表した。研究実績の例は下記のとおり。 <p>【研究実績の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○船員スキル定量化事業（日本船舶技術研究協会委託事業） ○船員スキル定量化事業・フェーズ 2 に係る受託研究（日本船舶技術研究協会委託事業） ○アンモニア・水素燃料船に乗船する船員の能力等に関する要件に係る調査（海技振興センター委託事業） ○自動運航船に乗船する船員の能力等に関する要件に係る調査（海技振興センター委託事業） <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託研究及び共同研究：計 61 件 ○受託研究：計 20 件 <ul style="list-style-type: none"> R3：4 件 R4：5 件 R5：6 件 R6：5 件 ○共同研究：計 41 件 <ul style="list-style-type: none"> R3：12 件 R4：11 件 R5：10 件 R6：8 件 	<ul style="list-style-type: none"> 受託研究及び共同研究実施件数について、期間中における定量的指標（期間中 60 件程度）を達成、更に上回る見込み ○主務官庁、船員教育機関及び他の研究機関等外部機関に対して積極的に働きかけを行い、連携し研究活動を行うことで、定量的指標の 101.7%（受託研究 20 件、共同研究 41 件、合計 61 件）を達成している。令和 7 年度においても 12 件程度の実施を計画していることから、今中期目標期間終了時には、計画値を更に上回る見込みである。 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (3)	成果の普及・活用促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第11条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	ー	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
2 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
研修生受入 （計画値）	期間中 1,025名程度	年間 205名程度	205名程度	205名程度	205名程度	205名程度			予算額（千円）	195,431	197,973	213,448	238,881	
研修生受入 （実績値）			54名	94名	206名	325名			決算額（千円）	278,892	192,459	169,373	178,424	
達成度			26.3%	45.9%	100.5%	158.5%			経常費用（千円）	240,385	201,615	169,763	169,258	
職員派遣 （計画値）	期間中 575名程度	年間 95名程度	115名程度	115名程度	115名程度	115名程度			経常利益（千円）	52,547	26,652	-14,454	-13,746	
職員派遣 （実績値）			143名	127名	152名	165名			行政コスト（千円）	240,385	201,615	169,763	169,258	
達成度			124.3%	110.4%	132.2%	143.5%			従事人員数	565	561	553	542	
定期刊行物 （計画値）	期間中 5件程度	年間 2件程度	1件程度	1件程度	1件程度	1件程度								
定期刊行物 （実績値）			1件	1件	1件	1件								
達成度			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								
研究成果発表等 （計画値）	期間中 90件程度	年間 12件程度	18件程度	18件程度	18件程度	18件程度								
研究成果発表等 （実績値）			30件	27件	29件	34件								
達成度			166.7%	150.0%	161.1%	188.9%								
査読付き論文発表 （計画値）	期間中 20件程度	年間 10件程度	4件程度	4件程度	4件程度	4件程度								
査読付き論文発表 （実績値）			12件	5件	8件	6件								
達成度			300.0%	125.0%	200.0%	150.0%								
入学者募集広報 活動（計画値）	期間中 150回以上	年間 30回以上	30回以上	30回以上	30回以上	30回以上								
入学者募集広報 活動（実績値）			36回	48回	63回	65回								
達成度			120.0%	160.0%	210.0%	216.7%								
海事広報活動 （計画値）	期間中 350回程度	年間 70回程度	70回程度	70回程度	70回程度	70回程度								
海事広報活動 （実績値）			18回	24回	92回	95回								
達成度			25.7%	34.3%	131.4%	135.7%								
意見交換・説明 会（計画値）	期間中 375回程度	年間 75回程度	75回程度	75回程度	75回程度	75回程度								
意見交換・説明 会（実績値）			79回	92回	75回	75回								
達成度			105.3%	122.7%	100.0%	100.0%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
3. 成果の普及・活用促進 機構法第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用、船員の魅力や海事思想の普及等に取り組む。災害時において要請等を受けた場合は、可能な限り、練習船や学校を活用した支援等の活動を行う。	(3) 成果の普及・活用促進 機構法第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用、船員の魅力や海事思想の普及等に取り組むとともに、災害時において、可能な限り船や学校を活用した支援等の活動を行う。			成果の普及・活用促進の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×2項目+B3点×3項目)÷5項目=3.4 したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。			
(1) 海技教育の知見の普及・活用 機構職員の海技教育にかかる高度な知見を活かし、船舶運航に関する学術、技能及び航海訓練にかかる国際会議等に職員を派遣する。また、海事関連行政機関、国内外の教育機関、研究機関等からの要請により教育実習生・研修生を受け入れる。	① 海技教育の知見の普及・活用 ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から、期間中に合計1,025名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、海技教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施する。	<主な定量的指標> ・海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から期間中に1,025名程度の研修生を受け入れる。	<主要な業務実績> ① 海技教育の知見の普及・活用 ア 研修生の受入 ・コロナ禍により、感染症対策の厳格化が求められる船舶を中心に、研修の中止や延期を余儀なくされた中、WEBシステムを併用する等、可能な対策を行った結果、海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から延べ679名の研修生を受け入れ、船舶運航技術、海技教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施し、海技教育に関する知見の活用の促進を図った。 [指標実績] ・研修生の受入：計679名 R3：54名 R4：94名 R5：206名 R6：325名	<評価と根拠> 評価：B ・海技教育の知見の普及・活用に関しては、以下のとおり一部の項目において、中期計画における定量的指標を下回る見込みではあるものの、コロナ禍における不可抗力事由が原因であること、他の項目において定量的指標を大きく上回る実績(120%以上)を達成する見込みであること、国際会議の場で多大な貢献をしたこと等から、自己評価をB評価とする。 ・感染症対策の徹底とWEBシステムの併用により、コロナ禍においても国内外の研修生受入を継続 ○令和3年度から令和4年度においては、コロナ禍における感染症拡大防止に係る様々な制限を受け、大半の研修の中止又は延期を余儀なくされた。その中、感染症予防対策を徹底し、WEBシステムを併用することで、令和3年度は年度目標の26.3%にあたる54名の研修生を、令和4年度は年度目標の45.9%にあたる94名の研修生を受け入れた。 ○新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された令和5年度は、206名の研修生を受け入れ、年度目標を達成している(達成度/100.5%)。また、令和6年度においては325名の研修生を受け入れ、年度目標を大幅に上回る結果となった(達成度/158.5%)。 ○期間中の定量的指標については、目標の66.2%(研修生受入数679名)にとどまる。	評価 <評価に至った理由>	評価	

	<p>イ 船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図るほか、関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員を派遣するなど、期間中に延べ575名程度の職員を派遣する。</p>	<p>・関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として期間中に575名程度の職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際会議等への専門家派遣及び関係委員会への専門分野の委員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家として職員を派遣したほか、MEGURI2040 船員スキル定量化委員会（受託研究）、南極地域輸送計画委員会（文科省）、近畿地方交通審議会（近畿運輸局）をはじめとする関係委員会の専門分野の委員として、延べ587名を派遣し、海技教育の知見の活用と多国間及び国内関係各所との連携を深めた。 <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際会議等への専門家派遣及び関係委員会への専門分野の委員派遣：計587名 R3：143名 R4：127名 R5：152名 R6：165名 <p>a)国際海事機関（IMO）における国際規則の制定・改正の審議等への専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> IMOにおける国際規則の制定・改正の審議等に延べ43名の職員を専門家として海上安全委員会や人的因子訓練当直小委員会等のIMO会合に派遣し、わが国の代表として意見調整・取りまとめ等を行った。 <p>b)JICA ミクロネシア水産海事学校能力向上プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度において、高度な海事人材を養成する教員の能力強化等が課題となっている「ミクロネシア短期大学附属ミクロネシア連邦水産海事学校」の教官6名に対し、教員の知識及び技能の向上を図ることを目的に、四級海技士相当の教育手法を教授する研修を海技大学校において実施した。 専門家派遣によって生じる通常業務への影響を調査し、人材不足のため、派遣される適切な教員の確保が困難であると組織的に判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門分野委員としての職員派遣数は、期間中における定量的指標（職員派遣数575名程度）の120%以上を達成の見込み ○関係委員会の要請による専門分野の委員として、職員を延べ587名派遣しており、既に定量的指標の102.1%を達成している。令和7年度においても前年度並みの派遣を予定していることから、期間中の目標を大きく上回る見込みである。 ・IMO 会合に専門家として職員を派遣し、国際規則の制定及び改正審議に貢献 ○人的リソースが極めて厳しい中、IMO が主催する国際会議で行われる国際ルール作りにおいて、国を支援するため、IMO 会合に延べ43名の職員を派遣し、我が国代表として意見調整・取りまとめ等の役割を担うことで、機構職員の海技教育にかかる高度な知見を、国際規則の制定及び改正の場で活用した。 ・ミクロネシア水産海事学校能力向上プロジェクトに貢献 ○我が国のODA 事業であるミクロネシア水産海事学校能力向上プロジェクトの一環でミクロネシア短期大学附属ミクロネシア連邦水産海事学校の教官6名を招き、海技大学校において研修を実施した。 		
<p>(2) 研究成果の普及・活用</p> <p>研究成果を教育・訓練に反映し、質の向上に努めるとともに、成果の普及について広く社会へ還元し、業界はもとより社</p>	<p>② 研究成果の普及・促進</p> <p>ア 研究成果について、期間中5件程度の定期刊行物を発行するほか、より広く一般に対し成果の普及を図るためJ-STAGEの活</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の普及について広く社会へ還元し、業界はもとより社会発展に貢献したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>② 研究成果の普及・活用</p> <p>ア 定期刊行物の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果をまとめた定期刊行物（海技教育機構論文集）を年1回発行した。また、その内容を国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する電子ジャーナルプラットフォーム「J- 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の実績のとおり、全ての項目について定量的指標を達成し、特に研究成果の発表件数で中期計画における定量的指標の120%以上を、査読付き論文の発表件数については、170%以上を 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

<p>会発展に貢献する。</p>	<p>用を促進することで、研究成果を海事教育機関や海運業界へ還元する。</p> <p>イ 機構内で実施する研究発表会及び機構外で実施される研究発表会（学会発表・講演会）において、期間中に延べ90件程度の研究成果発表を行う。</p> <p>ウ 機構内の査読付き論文及び国内外の学会等における査読付き論文を期間中に延べ20件程度発表する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果について、期間中5件程度の定期刊行物を発行する。 機構が実施する研究発表会及び機構外で実施される研究発表会（学会発表・講演会）において、期間中延べ90件程度の研究成果発表を行う。 機構内の査読付き論文及び国内外の学会等における査読付き論文を期間中延べ20件程度発表する。 	<p>STAGE」に掲載することで、機構の研究成果をWEB 媒体で広く公開し、社会へ還元している。発行実績は下記のとおり。</p> <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期刊行物の発行：計4件 R3：1件 R4：1件 R5：1件 R6：1件 <p>イ 研究成果発表</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構が開催する研究発表会及び機構外で実施される研究発表会（学会発表・講演会）において、年30件程度の研究成果を発表した。また、以下の国際学会で発表を行った。 ○TransNav2023 ○ECLL 2023 (The 11th European Conference on Language Learning) ○IMLA28 & IMEC33 ○The 10th Pan Asian Association of Maritime Engineering Societies <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果発表：計120件 R3：30件 R4：27件 R5：29件 R6：34件 <p>ウ 査読付き論文</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究体制の見直しを行い、独自研究実施者が業務時間に、より研究に専念できるよう改善した。 以下の国際学会誌に論文が掲載された。 ○Biodiversitas Journal of Biological Diversity ○TransNav Journal <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> 査読付き論文の発表：計31件 R3：12件 R4：5件 R5：8件 R6：6件 	<p>達成する見込みであることから、自己評価をA評定とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期刊行物として海技教育機構論文集を毎年度発行 ○定期刊行物として海技教育機構論文集を刊行しており、令和6年度時点で、定量的指標（期間中5件）の80%（4件）を達成している。令和7年度においても、海技教育機構論文集を発行予定であり、定量的指標の100%を達成する見込みである。 研究成果の発表件数について、令和6年度時点で定量的目標（期間中90件程度）の120%以上を達成 ○機構が実施する研究発表会及び機構外で実施される研究発表会における研究成果発表の件数について、定量的指標の133.3%（発表件数120件）を達成している。令和7年度においても30件程度の発表を見込んでおり、定量的指標の120%を大きく上回る実績をあげる見込みである。 ○機構外での発表実績には、国際学会での発表が4件含まれており、国内にとどまらず、広く社会発展に貢献している。 査読付き論文の発表件数について、期間中における定量的指標（期間中20件程度）を達成、更に大きく上回る見込み ○機構内の査読付き論文及び国内外の学会等における査読付き論文の発表件数は、中期計画における定量的指標の155.0%（発表件数31件）を達成している。令和7年度においても5件以上の発表を見込んでおり、期間中に定量的指標を大きく上回る（170%以上）見込みである。 ○査読付き論文発表実績には、国際的な関心事である気候変動や船員のソフトスキルに関する国際学会誌での発表が2件含まれており国内にとどまらず、広く社会発展に貢献している。 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>
<p>(3) 海事広報活動の促進及び人材の確保</p>	<p>③ 海事広報活動の促進及び人材の確保</p> <p>ア 人材確保</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 海事広報活動の促進及び人材の確保</p> <p>ア 人材確保</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 海事広報活動の促進及び人材の確保に関しては、以下の通り一部の項目に 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

<p>次世代を担う若年層の海・船への関心を高めるため、関係機関とも連携し、学校及び練習船を活用した更なる海事広報活動を推進する。ICT を有効活用して積極的に情報発信するなど、船員教育・訓練のプレゼンスの向上に努める。また、船員志向性の高い人材確保に向け、関係機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材を多方面から確保するよう努める。</p>	<p>船員志向性の高い人材の確保に向け、新たな広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築し、募集活動に反映させる。</p> <p>また、関係機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを期間中に150回以上実施することにより、船員を目指す人材を多方面から確保する。</p> <p>イ 海事広報活動等の促進</p> <p>a) 国や地方自治体等が主催する集客力の高い各種イベント等への学校及び練習船の参加、船員教育機関、関連業界等と連携を図った一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む。）を期間中350回程度実施する。</p>	<p>・関係機関との連携、学校施設及び練習船を活用した入学者募集のための広報活動を期間中150回以上実施する。</p> <p>・若年層の海・船への関心を高める海事広報活動の促進のためのイベント等への参加、学校・練習船の一般公開等を期間中350回程度実施する。</p>	<p>・船員志向の高い人材確保に向け、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを212回実施した。入学者募集のための広報活動実績値は下記のとおり。</p> <p>[指標実績]</p> <p>・学校施設及び練習船を活用した入学者募集のための広報活動：計212回</p> <p>R3：36回 R4：48回 R5：63回 R6：65回</p> <p>・コロナ禍にあってもICTを活用し、SNS等で情報発信することで、海技人材確保のための広報活動を積極的に実施した。</p> <p>・コロナ禍における新たな広報活動として、海技教育財団協力のもとVR学校見学サイトを制作し、リンクを各学校ホームページに掲載した。</p> <p>・オープンキャンパスの開催記事等を機構SNSで積極的に発信し、人材確保に努めた。</p> <p>・受験者確保のため海技学校は中学校6,432校、海技短大は、高校4,089校を訪問し、学校PRを実施した。</p> <p>イ 海事広報活動等の促進</p> <p>a) イベント等への参加、学校・練習船の一般公開等</p> <p>・コロナ禍の影響により令和3・4年度はイベント等の活動中止や延期を余儀なくされたが、感染症対策を講じることで、以下の実績を上げた。</p> <p>○国や地方自治体等が主催する海フェスタ等、海事関連イベントに練習船を派遣し、一般公開を57回実施した。</p> <p>○練習船において、小中学生や海洋少年団等を対象としたシップスクール等を102回実施した。</p> <p>○学校等において、地域住民を対象に海や船に親しむ活動や海事に関する公開講座等に70回参加した。</p> <p>○その他WEBうみ博等の行事への参加・協力を19回行った。</p> <p>[指標実績]</p> <p>・イベント等への参加、学校・練習船の一般公開等：計229回</p> <p>R3：18回 R4：24回 R5：92回 R6：95回</p>	<p>において、中期計画における定量的指標を若干下回る見込みではあるものの、コロナ禍における不可抗力事由が原因であること、他の項目において定量的指標を大きく上回る実績（120%以上）を達成する見込みであること等を総合的に判断し、自己評価をA評定とする。</p> <p>・入学募集活動のための広報活動について、令和6年度末時点で、期間中における定量的指標の120%以上を達成、更に大きく上回る見込み</p> <p>○学校施設及び練習船を活用した入学者募集のための広報活動の実施回数は、定量的指標の141.3%（実施回数212回）を達成している。令和7年度においても40～50件程度の実施を見込んでおり、期間中に定量的指標を大きく上回る見込みである。</p> <p>・感染症対策の徹底とWEBシステムの活用により、コロナ禍においても海事広報を継続</p> <p>○令和3・4年度においては、コロナ禍における制限を受ける中、WEB上でのシップスクールや乗船を伴わない練習船一般公開等を実施することで、海事広報活動を継続した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された令和5年度は、前年度比の3.8倍にあたる92回の実績を上げており、令和6年度においても95回と高い実績を上げている。令和7年度においても同程度の実績を達成する見込みである。</p> <p>○コロナ禍の影響を大きく受けた項目でありながら、期間中における定量的指標（実施回数350回程度）の90%程度を達成する見込みである。</p>	
--	---	---	--	--	--

	<p>b) 広報活動の展開に当たってはICTを用いた情報発信を行い、海事思想の一層の普及を図る。</p>	<p><評価の視点> ・広報活動の展開にICTを用いた情報発信を行い、海事思想の一層の普及を図ったか。</p>	<p>・コロナ禍においても海事広報活動等の促進を図るため、以下の工夫及び取組を実施した。 ○VR 校内見学 ○乗船を伴わない練習船一般公開 ○WEB シップスクール ○YouTube、Facebook 等の SNS に動画を含む海事広報に資する情報の積極的掲載 ○日本丸・海王丸デザインの御船印帳、海技教育機構の御船印の販売</p> <p>b) ICT を用いた情報発信による海事思想の一層の普及 ・コロナ禍により、学校や練習船での海事広報活動を抑制せざるを得ない状況が続いたが、機構ホームページや SNS 等を活用し、国内外へ向け以下の情報発信を積極的に行った。 ○期間中延べ 286 件のニュースを機構ホームページに掲載、112 件のプレスリリースを実施することで、業界紙に 101 件の機構関連記事が掲載された。 ○令和 3 年度、一般公開順路を巡る練習船 5 隻の動画を制作し、YouTube に公開した。 ○令和 5 年度、街頭ビジョン（神戸市、東京都渋谷区）に学校紹介動画を放映した。 ○令和 5 年度、「海洋都市横浜うみ博 2023」の WEB コンテンツに学校紹介を掲載した。</p> <p>・SNS 投稿件数等の実績は次のとおり。 ○Facebook 投稿数 3,171 件 フォロワー数 13,743 ○X（旧 Twitter） 投稿数 4,879 件 フォロワー数 7,735 ○Instagram 投稿数 2,012 件 フォロワー数 4,443 ○YouTube 投稿数 23 件 フォロワー数 1,120</p>	<p>・機構ホームページ及び SNS で海事思想普及の情報発信を実施 ○機構ホームページに、ニュースを 286 件、プレスリリースを 112 件掲載した。 ○SNS への投稿を頻繁に行い、若年層をターゲットとした広報活動を実施した。令和 6 年度末時点で、Facebook、X（旧 Twitter）及び Instagram に対して合計 10,062 件の投稿を行った。また、YouTube に動画投稿を 23 件行った。 ○新たな手法として、街頭ビジョンを利用した広報活動を実施し、他団体との連携した情報発信も積極的に行い、海事思想の普及に努めた。</p>		
<p>(4) 国民・業界等からのニーズの把握とその対応 海運業界や船員教育機関等との意見交換会などを通じて、ニーズを的確に把握することにより、教育・研究内容の質を向上させる。また、ICT を活用した取組を積極的に実施する。</p>	<p>④ 国民・業界等からのニーズの把握とその対応 海運業界のニーズを的確に把握し、海技教育の質の向上を図るため、次の取組を行う。 ア 船員教育機関等との連絡会議を期間中 5 回程度開催する。</p>	<p><評価の視点> ・海運業界のニーズを的確に把握し、海技教育の質の向上を図ったか。 <主な定量的指標> ・船員教育機関等との連絡会議を期間中 5 回以上開催する。</p>	<p><主要な業務実績> ④ 国民・業界等からのニーズの把握とその対応 ア 船員教育機関等との連絡会議 ・船員教育機関等のニーズを的確に把握し、海技教育の質の向上を図るため、船員教育機関等との連絡会議を期間中延べ 15 回開催した。開催実績数は下記のとおり。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・以下の実績を総合的に判断し、自己評価を B 評定とする。 ・船員教育機関等との連絡会議の開催数について定量的指標の 300%以上を達成、更に大きく上回る見込み ○船員教育機関等との連絡会議については、定量的指標（期間中 5 回程度）の 300%にあたる 15 回を達成しており、令和 7 年度においても、複数回の開催を見込んでいることから、期間中</p>	<p>評定 <評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

			<p>[指標実績] ・ 船員教育機関等との連絡会議：計 15 回 R3：9 回 R4：2 回 R5：2 回 R6：2 回</p> <p>イ 意見交換会や海運業界等による学生への説明会等 ・ コロナ禍において事業者来校や対面実施に制限があり実施困難な状況の中、WEB 会議や映像資料の活用等により機会確保に努めた結果、計 321 回（達成度/85.6%）開催し、以下の実績をあげた。</p> <p>[指標実績] ・ 意見交換会や学生への説明会等：計 321 回 R3：79 回 R4：92 回 R5：75 回 R6：75 回</p> <p>○意見交換会を通じて海運業界の現況や就職状況、船員の勤務体制等の現状及び船員に求める資質や心構えなどについて理解を深め、教育や生活指導に反映させた。 ○海運業界等による学生への説明会等では、卒業生を講師として招き、実体験の紹介や質疑応答を通じて、船員就職への意識付けを行い、就職及び勉学への意欲等が高まるよう取り組んだ。</p>	<p>に定量的指標の 320%以上を達成する見込みである。</p> <p>・ 意見交換会や海運業界等による学生への説明会等について、定量的指標を達成する見込み ○意見交換会や海運業界等による学生への説明会等について、321 回開催しており、定量的指標（期間中 375 回程度）の 85.6%を達成している。令和 7 年度についても例年並み（70～90 回程度）の開催を予定していることから、期間中に目標を達成する見込みである。</p>		
<p>(5) 災害支援等 船員養成を優先しつつも、災害発生等により支援要請があった場合、必要に応じ可能な範囲で機構が持つ施設・設備を活用し、協力するよう努める。</p>	<p>⑤ 災害時の支援活動 災害発生により、国又は地方公共団体等から支援要請があった際には、業務遂行上特段の支障がない限り、学校施設においては避難所として、また練習船においては人員や支援物資の移動手段及び被災者の生活支援機能としての活動を実施する。</p>	<p><評価の視点> ・ 支援要請があった場合、可能な範囲で機構が持つ施設・設備を活用し、協力するよう努めたか。</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 災害時の支援活動 ・ 期間中、災害発生に伴う支援要請はなかった。 ・ 各学校では、地方自治体の依頼に応じて地域避難所に関する協議を実施、付近住民の避難場所として運動場を提供する等の協力をしている。 ・ 令和 6 年度、清水海技短大校内練習船「かざはや」を活用した災害支援について、静岡県と「災害時の輸送等の支援業務に関する協定書」を締結した。 ・ 令和 3 年度、海技大学校に避難所開設時被災者又は帰宅困難者等の通信手段とする通信回線増設工事を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・ 以下の実績を総合的に判断し、自己評価を B 評定とする。 ・ 地方自治体との連携を強化 ○各学校と地方自治体との間で協定を結び、地域避難に関する訓練等の災害対応訓練を実施した。 ○各学校の運動場を自治体の指定緊急避難場所とすることで地方自治体との連携を強化し、災害への備えを進めている。 ○清水海技短大において、校内練習船「かざはや」を活用した災害支援協定を静岡県と結んだ。 ・ 学校設備の災害対応能力を強化 ○海技大学校において、通信回線を増設し、避難所開設時における通信能力を強化した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度、海技大学校、波方海技短大及び口之津海技学校の耐震化工事を計画どおり完了させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に海技大学校、波方海技短大及び口之津海技学校の耐震化工事を完了した。 		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報						
-						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (1)	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>組織については、船員需要や少子化等による変化に対応しつつ、効率的かつ効果的な海技教育及び組織運営を継続するため、組織体制の再編と職員配置の見直しを行う。</p>	<p>船員需要や少子化等による変化に対応しつつ、効率的かつ効果的な海技教育及び組織運営を継続するため、組織体制の再編と職員配置の見直しを行う。</p>	<p><評価の視点> ・効率的かつ効果的な海技教育及び組織運営を継続するため、組織体制の再編と職員配置の見直しを行ったか。</p>	<p><主要な業務実績> ・令和3年度に学校教育部と上級教育・研究国際部の学校教育業務の一元化を図り、「学校教育部」として再編、令和4年度に学校教育部を3課体制とした。 ・令和5年10月に研究国際部を業界と繋がりのある企画調整部へ移管することで、ニーズを反映した研究活動促進が可能な体制とした。業界との繋がりを活かし、ニーズの聞き取り、船舶運航技術や教育訓練手法の向上など、機構の研究方針と合致するものを反映し、研究活動を促進した。 ・令和5年10月、船員需要や少子化等による変化を念頭に、海事広報の充実を図るため、広報業務を広報室へ一元化した。広報室に専従職員を配置するとともに、広報業務の一部を所掌していた業務推進課を廃止（広報以外の業務は関連部署へ振り分け）した。 ・令和5年10月の組織体制の再編により、1部長及び1課長を削減した。 ・組織体制の再編による業務遂行状況の検証結果を踏まえ、担当業務、業務量バランス、人員配置等の見直しを行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B ・以下の実績を総合的に判断し、自己評価をB評価とする。 ・本部機能効率化のために上級教育・研究国際部を廃止、これに伴い組織体制の再編と職員の再配置を実施 ○上級教育・研究国際部の機能を学校教育部及び企画調整部と一元化し、段階的に廃止した。これに伴い学校教育部を3課体制に再編成することで、上級教育を含む効率的な管理体制を確立した。 ○企画調整部内に研究国際課を設置することで、より業界ニーズを反映した研究活動等が可能となった。 ・広報室の設置により、本部広報能力を強化 ○複数課に跨っていた広報業務を一元化し、部から独立した広報室を設置した。広報業務に専従する職員を配置することで、より積極的な広報活動を展開し、賛助会員数増加等の成果を上げている。 ○広報業務の一元化にともない、広報業務の一部を担っていた業務推進課を廃止し、業務の効率化を実現した。</p>	<p>評価</p>	<p>評価</p>
					<p><評価に至った理由></p>	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II—(2)	業務運営の効率化に伴う経費削減		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ユー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費（年度計画値） （千円）		641,670	128,334	124,485	120,751	121,933		495,503	
一般管理費（実績値） （千円）			127,927	159,193	149,189	144,241		580,550	
達成度			100.3%	78.2%	80.9%	84.5%		85.4%	
業務経費（年度計画値） （千円）		2,415,195	483,039	478,206	473,423	487,906		1,922,574	
業務経費（実績値） （千円）			468,966	492,989	465,720	475,668		1,903,343	
達成度			103.0%	97.0%	101.7%	102.6%		101.0%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。</p>	<p>引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。 ・業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 一般管理費 ・一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、対象経費のうち、業務旅費、船舶維持整備需品費、学校消耗品費、教材整備費、システム関係経費、研修費等、業務が最低限維持できる程度まで経費削減に努めたが、電気料金、ガス料金の値上げなど、社会的物価高騰の影響を受けたことから、令和6年度末時点で中期計画値を達成することが困難な状況にある。 令和7年度においても、予算抑制も限界に近いところであるが、更なる削減の可能性を確認しながら、経費削減に努めることで6%程度の抑制を達成する見込みである。</p> <p>② 業務経費 ・業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、システム機器等のリース期間を延長することにより、経費の節減を図り、令和6年度末時点で中期計画値を達成できている。 令和7年度においても、経費節減に努めることで2%程度の抑制を達成する見込みである。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B ・当初計画時には想定できなかった急激な円安や世界的な物価高騰の影響により、令和6年度末時点で一般管理費は中期計画値を達成することが困難な状況にあるが、計画を達成すべく組織一丸となり、業務運営の限界に近い予算抑制に努めていることから、自己評価をB評定とする。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (3)	調達方法の見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。</p> <p>また、一般競争入札を原則としつつも、会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。</p> <p>また、一般競争入札を原則としつつも、随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付総務省行政管理局長通知）及び会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行ったか。 ・随意契約については、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調達等合理化計画」を策定の上、機構ホームページにおいて公開し、機構内外への周知を図る等の取組を着実に実施した。 ・各年度における「調達等合理化計画」の進捗状況について自己評価を行い、国土交通大臣へ報告を行った上で機構ホームページに公開し、今後の業務への指針とした。 ・競争性確保及びコスト削減の取組として、令和 5 年度においては、2 件（基幹 LAN システムネットワーク調査及び乗船事務室のアスベスト含有分析調査）の入札案件について、当該商品の取扱事業者について幅広く情報収集し、新規事業者の開拓に務めることで、新規事業者が入札へ参入した結果、従前と比べて約 840 万円コストを削減した。 ・前中期目標期間より計画の調達に関するガバナンスの徹底として、随意契約に関する内部統制を確立した。 ・契約審査委員会による点検を受けた上で契約を実施し、外部委員等で組織する契約監視委員会にて契約事由や価格の妥当性を審議することで、公正・透明性を確保した調達を行った。 ・不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組として、監査法人往査及び内部監査を実施した。 ・官庁等で行われる研修や講演会などに参加することで、職員のスキルアップ及び制度の理解に努めた。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りの実績を上げていることから自己評価を B 評価とする。 	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	<p>評価</p>

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ— (4)	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ラスパイレス指数		99.6	99.7	97.2	98.7	96.6		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価) 評価	(期間実績評価) 評価	
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については毎年度公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行ったか。 給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与水準を考慮した上で、国家公務員給与法の改正による月例給の改定や賞与の改定を行い、それに伴い給与規程ほか関連規程等の一部改正を行った（令和7年1月改正）。その内容については機構ホームページにて「役員の報酬等及び職員の給与水準」として公表している。 引き続き国に準拠した適正な給与水準の維持が図られるよう、取組を行っていく。 <p>○ラスパイレス指数実績</p> <p>R3年度実績：99.7 R4年度実績：97.2 R5年度実績：98.7 R6年度実績：96.6</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職員の給与及び賞与の支給率等については、国家公務員給与法の改正に準拠した給与規程等の一部改正を行っている。 計画通りの実績を上げていることから自己評価をB評価とする。 	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報							
—							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II (5)	業務運営の情報化・電子化の取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化（ICTの活用により事務手続の簡素化・迅速化、クラウド化）に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。</p> <p>災害時等に業務を継続できるようにするため、リモートワーク体制の確立を図る。</p>	<p>船陸間情報通信ネットワークによる迅速な情報共有及び業務の効率化を目的としたICT利活用レベルの向上や、本部と各学校間のWEB会議の更なる活用等、ICT環境の整備等により業務の電子化及びクラウド化を図る。</p> <p>また、災害時等に業務を継続できるようにするため、リモートワーク体制の確立を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化及びクラウド化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ったか。 ・本部と各学校間のWEB会議の更なる活用等を図ったか。 ・災害時等に業務を継続できるようにリモートワーク体制の確立を図ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組を実施し、業務の電子化及びクラウド化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ○低軌道衛星通信について、サービスの提供を計画している事業者等から情報を収集するとともに、一部練習船でサービスを利用する場合のシステム構成等について検討した。 ○船陸間の迅速な情報通信環境を実現するため、Starlink利用についての検証を実施した。検証結果を踏まえ、令和6年度から大型練習船(海王丸)にStarlinkを設置し、海上でのネットワーク環境の整備を進めている。 ○業務改善提案に基づき、簡易な電子決裁手続きを導入した。 ・本部、各学校及び練習船間の会議をWEB会議中心に行うことで、横断的な情報共有が可能となり、業務運営の効率化及び旅費の経費節減に繋がった。 ○ハード面では、安定したWEB会議実施のため、通信速度が低下しにくいルーターを選定する等、機器及び通信環境の整備を行った。 ○ソフト面では、コロナ禍に培ったWEB会議開催のノウハウを活かすことで、コロナ禍以降もWEB会議を積極的に実施した。 ・災害時等に業務を継続するためのリモートワーク体制を、令和3年度に確立し、令和4年度に整備したリモートワーク環境の維持整備及び改善のため、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○リモートワーク時、貸与PCのほか、職員の私用PCも使用できるよう、情報セキュリティガイドラインを制定し、リモートワーク環境を充実させた。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の実績を総合的に判断し、自己評価をB評価とする。 ・業務の電子化及びクラウド化 <ul style="list-style-type: none"> ○Starlink利用についての検証を実施した結果、令和6年度から大型練習船にStarlinkを設置し、船陸間の迅速な情報通信環境の整備を行っている。 ○簡易な電子決裁手続きの導入、スプレッドシートでの資料共有等、現存するリソースを活用した電子化の取組により、業務運営の効率化を実施した。 ・本部と各学校間のWEB会議推進により業務効率化と経費削減を実現 <ul style="list-style-type: none"> ○通信機器の整備等により、更にWEB会議の利便性を向上させ、積極的に活用することで、迅速且つ広範囲な情報提供が可能となり、業務の効率化を進めた。 ○WEB会議を推進することで出張回数を減らし、経費を節約した。 ・災害時に備えリモートワーク体制を確立するための規程整備及びシステム見直し等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○災害時等において業務を継続するため、情報セキュリティガイドラインをはじめとする関連規程の整備、システム構成の見直し等を行ったほか、災害時にデータを保全するための措置を検討し、データの遠隔地バックアップを 	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	<p>評価</p>

<p>情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等を通じて適切に対応するものとする。</p>	<p>情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等を通じて適切に対応する。</p>	<p>・情報システムの整備・管理について、情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等を通じて適切に対応したか。</p>	<p>○情報システムの運用持続計画の見直しを進めるため、ファイルサーバのバックアップ体制など現状の問題点を洗い出し、システム構成の見直しを計画した。 ○ファイルサーバデータを遠隔地にバックアップし、災害時にデータを保全するためのシステム構成を整備した。</p> <p>・令和5年度、業務経費の節減や職員負担の軽減、学生等の利便性の向上等を図るため、業務の電子化及びクラウド化を進めるためのPMO（Portfolio Management Office）を設置し、以下の取組を実施した。 ○電子化及びクラウド化等を通じた業務運営の効率化を念頭に、各部署におけるシステムの現状や業務上の課題を調査し、他独法や大学における情報システムの構成・運用状況について調査・分析した結果を基に、今後の情報システム整備の基本的な方向性を取りまとめた「情報システムの整備及び管理に関する全体計画」（以下、「全体計画」という。）を初めて策定した。「全体計画」には、システム化とは直接関係のない業務の効率化も含め記載されており、今後、機構の業務改革に資する重要な資料として掲げていく予定。 ○令和6年度、「全体計画」に基づき次期基幹情報システム移行及び人事給与システムに関するプロジェクト（PJMO：Project Management Office）を立ち上げ、新システム導入に向けた作業を開始した。なお、PJMO業務については、PMOにおいて進捗管理を続けている。</p>	<p>盛り込んだファイルサーバシステムの更新作業を進めている。</p> <p>・PMOによる電子化、クラウド化及び船陸間情報通信網整備の促進 ○令和5年度に設置したPMOにより、機構業務の現状をまとめ、今後の機構全体のシステム整備の重要な指針となる「全体計画」を策定した。 ○令和6年度「全体計画」に基づき、次期基幹情報システム及び人事給与情報システムに係るPJMOを立ち上げ、各システムの導入に向けた作業を進めており、PMOにおいて定期的に進捗確認作業を行っている。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>—</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ— (1)	自己収入の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
海技短大の入学料 (円)			30,000	40,000	50,000	60,000		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>受益者負担の拡大として、授業料を含め関係者からの収入の引き上げを図り、養成定員や受講者数等の増員による増収を目指すとともに、帆船等練習船の寄港要請にかかる要請元からの負担金収入の拡大など、更なる自己収入源を検討し、確保に取り組む。</p>	<p>① 入学料、授業料の段階的引き上げ 海技短大の入学料について、応募者数の状況を確認しながら引き上げを継続するとともに、海技大学校における運航実務コースの授業料について、段階的に引き上げを実施する。</p> <p>② 寄付金、賛助会員募集の推進 OB、関係業界、経済界、一般国民等からの寄付金を募るとともに、賛助会員の募集を推進し、自己収入の確保に取り組む。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学料、授業料の段階的な引き上げを実施したか。 ・寄付金、賛助会員の募集を推進し、自己収入の確保に取り組んだか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 入学料、授業料の段階的引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海技短大の入学料は、前期末の 20,000 円から以下のとおり引き上げた。 ○海技短大の入学料 R3：30,000 円 R4：40,000 円 R5：50,000 円 R6：60,000 円 ・海技大学校の運航実務コースについて、令和3年度より全 73 コース中について第4期中期目標期間の令和3～6年で延べ 123 回、授業料の引き上げを段階的に実施した。 <p>② 寄付金、賛助会員募集の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長のリーダーシップのもと、以下のとおり精力的に広報活動を実施した。 ○寄付・賛助会案内チラシの配布(計 7,449 枚)(主な配布先) ■関係機関、機構 OB ■各学校卒業生の保護者 ■練習船実習修了者 ■機構役職員による外部訪問先での手交 ■氷川丸等施設へのチラシ設置 ■練習船一般公開時における来場者 他 ○役職員等の名刺に賛助会案内ページ URL (機構 HP 内) の QR コードを印字し配布 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づき、自己収入確保・拡大に向けて精力的に活動し、以下の実績を上げたこと。また、新たな取組としてネーミングライツ事業を立ち上げたこと等を総合的に勘案し、自己評価をA評定とする。 ・海技短大入学料及び海技大学授業料の一部値上げを実施 ○海技短大の入学料について、応募状況を確認しながら、前中期目標期間から継続して引き上げを行っており、令和7年度においても70,000円に引き上げることとしている。 ○海技大学校における運航実務コース授業料について、業界と調整を行い、全73コース中について第4期中期目標期間の令和3～6年で延べ123回、引き上げを実施し、自己収入の確保に取り組んでいる。 ・積極的な広報活動により、寄付金及び賛助会による自己収入を拡大 ○自己収入拡大の取組として、寄付金、賛助会員募集を行った。理事長、役職員の積極的な働きかけやSNSを活用した広報活動の結果、令和6年度までに寄付金は約9,870万円相当(内、現金寄付は約1,555万円)、賛助会費は1,643万円の収入を得た。特に賛助会は、令和3～6年度で新規会員を法 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

		<p>③ 帆船等練習船の寄港要請を募り、寄港要請元からの負担金収入の獲得を推進する。</p>	<p>・寄港要請を募り、寄港要請元からの負担金収入の獲得を推進したか。</p>	<p>○新聞・業界紙等への寄付金・賛助会員募集の記事投稿 ○新聞広告掲載 ○SNS で入会特典を掲載 ○海技大学校講堂を対象としたネーミングライツ（命名権）事業の開始</p> <p>・寄付金実績は下記のとおり。 ○寄付金額：計約 1,555 万円 R3：約 439 万円 R4：約 263 万円 R5：約 459 万円 R6：約 394 万円 ○物品による寄付（寄贈）： 計 60 件（約 8,315 万円相当） R3：9 件（約 262 万円相当） R4：21 件（約 4,036 万円相当） R5：15 件（約 1,443 万円相当） R6：15 件（約 2,574 万円相当） ・賛助会実績は下記のとおり。 ○賛助会費額：計約 1,643 万円 R3：約 135 万円 R4：約 198 万円 R5：約 458 万円 R6：約 852 万円</p> <p>・コロナ禍により中断していた練習船教育支援募金を令和 5 年度から再開。 ○練習船教育支援募金：計 357 万円 R5：97 万円 R6：260 万円</p> <p>・自己収入確保のための新たな取組を開始した。 ○新たな自己収入確保の取組として、令和 6 年度からネーミングライツ事業を開始し、海技大学校講堂の命名権者を募集したところ、目安額 250 万円（税抜）以上の金額で複数社から申し込みがあり、うち 1 社と 3 年間の契約に至った。</p> <p>③ 練習船寄港要請元からの負担金収入 ・練習船見学会及び寄港要請によるイベント概要説明会を開催し、練習船の寄港要請について PR を実施した。 ○寄港要請実績港や周年行事を予定している港、全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会（通称「とんび会」）向けの練習船見学会、寄港要請によるイベント概要説明会及び PR を実施した。 ・寄港要請元から、以下のとおり帆船寄港要請負担金を受領した。 ○帆船寄港要請負担金：計 3,800 万円 R3：600 万円</p>	<p>人会員で 124 社 149 口、個人会員で 335 名 438 口獲得している。 ○コロナ禍において中断していた練習船教育支援募金を令和 5 年度から再開し、令和 5・6 年度の 2 年間で約 357 万円の寄付を得た。 ・自己収入確保のための新たな取組を開始 ○令和 6 年度から新たな自己収入確保の取組として、ネーミングライツ事業を開始した。海技大学校講堂の命名権について契約に至り、命名権料を得た。今後もネーミングライツ募集の可能性を検討し、自己収入の拡大に努める。</p> <p>・関係団体への積極的な PR により、コロナ禍にあっても例年並みの寄港要請と負担金収入を達成 ○寄港要請実績港や周年行事を予定している港、全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会向けに、練習船見学会や寄港要請 PR を行った。 ○令和 7 年度においても、6 件の帆船寄港要請（負担金収入 1,200 万円）を予定している。</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

			R4 : 1,000 万円 R5 : 1,000 万円 R6 : 1,200 万円			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ- (2)	保有資産の検証・見直し		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、その必要性について不断の見直しを行う。	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障の無い範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について、引き続き不断の見直しを図る。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 保有資産の必要性について検証したか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に主務大臣の許認可を受け、交通艇「しんとく」を一般競争入札し、譲渡収入を国庫へ納付した。 令和4年度に清水海技短大の校内練習船「かざはや」を代船建造したことに伴い、主務大臣の許認可を受け、旧船を一般競争入札し、譲渡収入を国庫へ納付した。 このほかの保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を規程等に基づき実査した結果、全て教育目的及び事務・事業を実施する上で必要なものであり、その目的に沿って有効に活用していることを確認した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通りの実績を上げていることから自己評価をB評定とする。 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報							
—							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ- (3)	業務達成基準による収益化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	<評価の視点> ・収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理したか。	<主要な業務実績> ・前中期目標期間より、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築している。	<評定と根拠> 評定：B ・計画通りの実績を上げていることから自己評価をB評定とする。	評定	評定	<評定に至った理由>

4. その他参考情報							
—							

様式1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ- (4)	予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	別紙のとおり	<評価の視点> ・中期計画に定めた 当該予算による運営 を行ったか。	<主要な業務実績> ・別紙のとおり	<評定と根拠> 評定：B ・計画通りの実績を上げていることか ら自己評価をB評定とする。	評定 <評定に至った理由>	評定	

4. その他参考情報							
—							

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ- (5)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	予見し難い事故等の事由 に限り、資金不足となる場 合における短期借入金の限 度額は、1,400 百万円とす る。		<主要な業務実績> ・令和3年度から令和6年度は該当なし			評価	評価
						<評価に至った理由>	

4. その他参考情報							
—							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ- (6)	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	<p>① 乗船事務室（東京都中央区勝どき五丁目802番2）516.25㎡ 現況確認等終了後、速やかに現物を国庫に納付するよう、引き続き手続きを進める。</p> <p>② 交通艇しんとく 売却による収入を、速やかに国庫に納付するよう、引き続き手続きを進める。</p> <p>③ 旧小樽海上技術学校（北海道小樽市桜三丁目21番1）28,497.28㎡ 移転作業等と並行して移転後の扱いを検討し、不要と判断した場合には、移転完了後速やかに現物を国庫に納付するよう手続きを進める。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 乗船事務室について ・土地及び建物の現物納付を行うための土地履歴調査票を関係書類と併せて関東財務局東京財務事務所に提出した。 ・現地において建物内のアスベスト含有分析調査、飛散測定調査を行い、調査報告書を関東財務局東京財務事務所に提出した。 ・建物内の不要物品の撤去、屋外の立木竹の伐採を行った。 ・令和7年度中の国庫納付に向け、引き続き手続きを進める。</p> <p>② 交通艇「しんとく」 ・国土交通省からの承認が得られたため、入札手続きを経て、令和3年度に国庫納付を完了した。</p> <p>③ 旧小樽海技学校について ・小樽海技短大への移転完了に伴い、土地及び建物の現物納付を行うための財務省理財局との協議が終了し、北海道財務局小樽出張所と現地調査に向けた関係書類の確認作業段階に移行した。 ・その後、小樽出張所から建物取壊しでの引き渡しを求められたため、建物取壊しの設計図書作成業務の概算予算要求を行ったが、認められなかった。 ・早期の国庫納付に向け、引き続き、手続きを進めていく。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B ・計画通りの実績を上げていることから自己評価をB評価とする。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ- (7)	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。 ① 施設・設備、訓練機材等の整備 ② 安全管理及び研究調査の推進 ③ 燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足		<主要な業務実績> ・令和3年度から令和6年度は該当なし			評価	評価
						<評価に至った理由>	

4. その他参考情報	
—	

【目的積立金等の状況（参考情報）】						(単位：百万円、%)
	令和3年度末 (初年度)	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末 (最終年度)	
前中期目標期間繰越積立金	606	587	577	385		
目的積立金	—	—	—	—		
積立金	—	150	282	449		
その他の積立金等	—	—	—	—		
運営費交付金債務	0	371	590	697		
当期の運営費交付金交付額(a)	6,980	7,390	7,125	7,207		
うち年度末残高(b)	0	371	590	697		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	5.0%	8.3%	9.7%		

(注1)横列は、当目標期間の初年度から最終年度まで設けること。

(注2)最終年度における「前中期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の剰余を積立金に振り替える前の額を記載すること。

(注3)「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載すること（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中期目標期間に繰り越される。）。

(注4)「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載すること。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (1)	施設・設備の整備		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>練習船においては、国際条約改正や技術革新に対応した航海訓練の実施、その他効率的な業務運営のために帆船を汽船に更新することも含め、船隊規模について検討する。</p>	<p>機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>なお、本計画は、毎年の業務運営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>① 校内練習船の将来的な必要性を検討したうえで、代船建造について計画する。</p> <p>② 今後の練習船隊規模の検討を行い、代船建造及び修繕にかかる計画を立案する。</p>		<p><主要な業務実績></p> <p>① 校内練習船の代船建造計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 清水海技短大・波方海技短大の校内練習船の建造について予算要求を実施し、令和3年度補正予算において、清水海技短大校内練習船建造の予算が認められた。令和4年度、清水海技短大校内練習船「かざはや」を代船建造計画どおり竣工した。 令和6年度「校内練習船建造コンサル及び仕様書作成業務」の入札を行い、コンサル業者による仕様書作成業務が実施されている。 引き続き、校内練習船のあり方について検討を実施する。 <p>② 練習船隊の代船建造及び修繕計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度、代船建造を含み必要とされる船隊規模及び運用コスト並びに修繕計画を立案検討した。 海王丸について、修繕計画に基づき令和5年度に第1期大規模修繕（汚水処理装置更新、シガーマスト整備等）、令和6年度に第2期大規模修繕（女性衛生設備整備、フォアマストヤード整備等）を実施した。 銀河丸大規模修繕について、令和7年度分の予算要求作業を行った。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通りの実績を上げていることから自己評価をB評価とする。 	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	<p>評価</p>

		③ 陸上工作技能訓練センターの完成に向け、可能なところから整備する。		<ul style="list-style-type: none"> ・練習船隊の規模については、引き続き検討を行う。 ③ 陸上工作技能訓練センターの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・教材、実習装置等を整備し、令和6年3月1日、海技大学校に機関訓練センターを設置した。 ・令和8年度の運用開始に向け、引き続き整備を進める。 			
--	--	------------------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (2)	人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事交流 (計画値)	期間中 235名以上	期間中 300名以上	47名以上	47名以上	47名以上	47名以上	47名以上	
人事交流 (実績値)		最終年度値 62名	50名	57名	50名	42名		
達成度			106.4%	121.3%	106.4%	89.4%		
職員研修 (計画値)	期間中 2,200名以上	期間中 900名以上	440名以上	440名以上	440名以上	440名以上		
職員研修 (実績値)		最終年度値 816名	976名	1,065名	1,167名	1,447名		
達成度			221.8%	242.0%	265.2%	328.9%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>高い専門性と指導性を備えた優秀な学校教員、練習船教官を戦略的に確保・育成するため、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、総合的な取組を進める。取組の内容として、新卒採用において、教員及び教官の共通採用を引き続き実施するとともに、教員と教官、更には練習船部員を交え、多様なキャリアアップ形成について検討し実施する。また、優秀な職員の採用や離職者の減少のためには良好な職場環境の形成が不可欠であることから、「職員の働き方改革」をテーマに業務等の問題点を整理した上で、その結果を踏まえて改善に取り組む。さらに、採用ソースの拡大、離職者減、中途採用・再雇用の推進、女性活躍推進等について更に検討を進め、改善に取り組む。</p>	<p>海技教育の質の向上や効率的な教育及び訓練の実施、専門人材の確保・育成及び組織の活性化を図るため、次の取組を行う。</p> <p>① 旧組織、部門間の相互理解やコミュニケーションの不足による弊害を解消し、組織一体となって人材の確保・育成に取り組むため、人事業務を集約し組織横断的な人事を進める。</p> <p>② 募集・採用の強化策として、学校教員及び練習船教官の共通採用の活</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門人材の確保・育成及び組織の活性化を図ったか。 ・組織横断的な人事を進めたか。 ・学校教員及び練習船教官の募集・採用 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 組織横断的な人事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度、人材確保・育成業務室を設置し、旧組織・部門間の調整を図るため、以下の取組を実施した。 ○共通採用職員以外の横断的人事の問題点の把握を行う方策を検討し、問題点(希望する職場の偏り等)を抽出した。 ○身上書を活用した横断的人事の希望者、希望しない者の抽出をし、その結果から希望を反映させ、一部練習船教官・学校教員間の配置異動を実施した。 ○共通採用教員教官のローテーションモデル及び人事異動とプロモーションをセットとしたキャリアパスについて整理し、学校教員は、ある程度の船員経験が求められることから、新人を採用しても、すぐに学校へ派遣できないなど、問題点の抽出を行った。 <p>② 募集・採用の強化・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集・採用強化の取組として、以下を実施した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・以下のとおり、計画どおりの実績を上げていることから、自己評価をB評定とする。</p> <p>・「人材確保・育成業務室」の設置等により組織横断的な人事を推進</p> <p>○人事業務を集約した「人材確保・育成業務室」を本部に設置し、旧組織・部門間の組織横断的な調整を図っている。</p> <p>・共通採用職員の募集等による採用の強化及び自己都合退職理由を分析し、定着率向上のための対応を実施</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

<p>令和2年3月に発生した教員の不祥事案を受け、第三者委員会からの提言を踏まえた新たな対応を実施する。</p>	<p>用を引き続き推進するとともに、中途採用や継続雇用を含む採用ソースの拡大に取り組む。</p> <p>③ 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に235名以上の人事交流を行う。</p> <p>④ 職員の資質・能力の維持及び向上を図るため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を策定し、教育専門分野を含む外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中に延べ2,200名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。</p>	<p>の強化・拡大に取り組んだか。</p> <p><主な定量的指標></p> <p>・船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に235名以上の人事交流を行う。</p> <p>・教育専門分野を含む外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を期間中に延べ2,200名以上の職員に対し実施する。</p>	<p>【共通採用・新規採用関係】</p> <p>○期間中、共通採用として航海科教官21名、機関科教官12名を採用し、練習船教官・学校教員間の配置異動を1名に対して実施した。</p> <p>○組織横断的な人事として、陸上職と海上職を行き来できる共通職の募集を行った他、募集要件の見直しを図った。</p> <p>○乗船実習中の商船系大学及び商船系高等専門学校学生に対し、海技教育機構の練習船教官・学校教員の職務、キャリアパス等PRを実施した。</p> <p>○大学主催の企業研究会・海技者セミナー等に参加し、採用活動を実施した。</p> <p>○水産高校や工業高校を個別訪問し、募集活動を実施した。また、希望者に対して練習船見学会を実施した。</p> <p>○就職後の定着を図るため、水産高校出身の採用決定者に対し練習船を見学させ、練習船勤務及び船内生活に対する意識付けを行った。</p> <p>【中途採用・継続雇用関係】</p> <p>○採用ソース拡大のため、工業高校教員経験者から学校教員を採用することとした。</p> <p>○自衛隊海運企業説明会へ参加し、募集活動を行った。</p> <p>○継続雇用制度における優遇措置について、対象職種の整理を行った上で、令和6年度から実施した。</p> <p>③ 人事交流</p> <p>・海運会社47名及び海事関連行政機関等152名、計199名の人事交流を行い、船員教育の質の向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図った。</p> <p>[指標実績]</p> <p>・人事交流：計199名</p> <p>R3：50名</p> <p>R4：57名</p> <p>R5：50名</p> <p>R6：42名</p> <p>④ 外部委託及び内部研修の実施</p> <p>・外部委託研修953名、内部研修3,702名、計4,655名の職員に対して研修を実施し、職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化と海技教育の質の向上を図った。</p> <p>[指標実績]</p> <p>・外部委託及び内部研修の参加職員：計4,655名</p> <p>R3：976名</p> <p>R4：1,065名</p> <p>R5：1,167名</p>	<p>○募集・採用の強化を含め、学校と練習船との共通採用の実施、中途採用の採用ソース拡大、自己都合退職者の傾向確認等を実施し、人材の確保・育成に努めた。</p> <p>○期間中、共通採用として航海科21名、機関科12名を採用し、練習船教官・学校教員間の配置異動を1名に対して実施している。</p> <p>・外部委託及び内部研修の実施について、定量的指標の211.5%を達成、更に上回る見込み。</p> <p>○人事交流を199名（達成度84.7%）、職員研修を4,655名（達成度211.6%）に対し実施している。人事交流については、令和7年度も同様の実績を上げることが見込まれ、定量的指標を達成することが見込まれる。職員研修については令和6年度時点で目標値を大きく上回る実績を上げている。</p>		
--	---	---	---	---	--	--

		<p>⑤ 多様な人材が相互に理解し合い、チームとして活躍できる職場環境の形成に向け、現状における問題点を整理し、改善策に取り組む。</p>	<p>・職場環境の形成に向け、現状における問題点を整理し、改善策に取り組んだか。</p>	<p>R6 : 1,447 名</p> <p>⑤ 職場環境の形成</p> <p>・職場環境の形成に向け、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>○職員の相談機会を増やすため、訪船による面談を増やして対応した。</p> <p>○離職理由（ミスマッチ、メンタル、家庭事情等）について、聞き取り等により確認した個々の退職理由についての対応に係る検討を開始した。</p> <p>○各部門での自己都合退職理由を個別に整理できるように、離職者発生の都度、共通様式にデータを蓄積し、各部門間で情報共有を図るとともに、データを基に自己都合退職理由の傾向を分析し、有効な離職抑制策としてキャリアアップの明確化等を検討した。</p> <p>○自己都合退職者を抑制するため、個別退職理由の調査を実施した。多くの事例を入手し、所属・職種別に要因を分析し、具体的な対策を取りまとめ、この結果に基づき改善に取り組んでいる。</p> <p>○職員が協力し積極的に業務が行われるよう、兼務発令の現状（令和5年10月1日時点）を確認し、広報室、機関訓練センターに専任職員を配置し、兼務数を減らした。</p> <p>○練習船部員採用者の事務職への職種変更等、多様な人材が柔軟に活躍できる職場環境の形成に向け、取り組んでいる。</p>	<p>・職場環境の形成に向けた取組</p> <p>○訪船による面談を増やし、職員との相談の機会を増やした。</p> <p>○個別退職理由の調査を実施し、自己都合退職者の抑制に取り組んでいる。</p> <p>○キャリアアップの明確化等を検討した。</p> <p>○練習船部員採用者の事務職への職種変更等、柔軟に対応できる環境の形成に取り組んでいる。</p>	
--	--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (3)	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	前中期目標期間からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金は、有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当したか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前中期目標期間からの繰越額は、646,252,700円となっている。 ・令和6年度までに261,370,748円を有形固定資産の減価償却費、たな卸資産に係る取崩し、前払保険料等として充当した。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りの実績を上げていることから自己評価をB評価とする。 	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	<p>評価</p>

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (4)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
重大事故発生件数	0件		0件	0件	0件	0件		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>機構は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）に基づき、内部統制の推進体制を整備するとともに、内部統制の一層の充実・強化を図るため、機構の重要な審議機関としての理事会の機能強化を行い、毎年度「内部統制の推進に関する取組方針」を策定し、これに基づき実施する。</p> <p>特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。</p> <p>一方で、前中期目標期間に起きた各種不祥事案を受け止め、適切な業務運営のためにコンプライアンスの更なる徹底等、内部統制の強化を図る。理事長の強いリーダーシップのもと、内部統制委員会での検証や外部有識者、第三者委員会の助言による業務の改善等の取組を更に進めるとともに、監査結果を業務運営により適切に反映させ</p>	<p>業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>特に、前中期目標期間に発生した不祥事案を重く受け止め、適切な業務運営のために本部、学校及び練習船に対し、監事監査及び内部監査を適切に行っていくことにより、監査機能の実効性の向上に努める。</p> <p>座学教育及び航海訓練においては、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。</p> <p>① 機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析及び必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を毎年度開催する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・座学教育及び航海訓練においては、リスク管理の徹底により、年度内の重大事故発生件数0件を目指す。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に関する委員会を毎年度開催したか。 ・本部、学校及び練習船に対し、監事監査及び内部監査を適切に行い監査機能の実効性の向上に努めた 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・座学教育及び航海訓練においては、リスク管理の徹底により、中期目標期間中の重大事故発生件数は0だった。 <p>[指標実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故発生件数：計0件 <p>○前中期目標期間中に発生した重大事故案を踏まえ、リスク管理を徹底した結果、令和6年度までの座学教育及び航海訓練における重大事故発生件数は0件である。</p> <p>① 内部統制委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長を委員長とする内部統制委員会を毎年3回開催し、以下の取組内容の報告、審議を行い、適切に内部統制の充実及び強化が図られていることを点検した。 ○監事監査 ○SMS 内部監査 ○コンプライアンス研修実施状況 ○公益通報実績 ・本部、学校及び練習船に対して以下の監査を行い、適切な業務運営が行われているかを確認した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の実績を挙げたものの、期間中複数件の不祥事案が発生してしまったことを総合的に判断し、自己評価をC評定とする。 ・重大事故発生件数0件を達成の見込み ○令和6年度までの重大事故発生件数は0件であり、定量的指標（重大事故期間中0件）を達成する見込みである。 ○令和7年度においても、内部監査等を通じて徹底したリスク管理を行うことにより、重大事故発生を防止するよう努める。 ・監事監査及び内部監査を適切に実施 ○監事監査に加え内部監査を毎年度本部・各学校・各船において実施、適切な業務運営が行われているかを確認し、リスクを未然に防ぐよう取り組んだ。 ○文書管理監査は従前、各学校のみにおいて実施されていたが、文書管理が不十分であった部分に対する改善効果が認められたため、令和4年度からは本部、令和5年度から練習船も対象として実施している。 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	<p>評定</p>

<p>る体制を整備することにより、内部統制システムの充実を図る。また、本部と現場、教員・教官同士の連携強化、安全管理上の課題への横断的な取組、情報共有体制の構築を進めることで、不祥事案に対する信頼の回復に取り組む。</p>	<p>② コンプライアンスの一層の推進を図るため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。</p> <p>③ リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。</p> <p>④ 理事長の強いリーダーシップのもと、内部統制委員会での検証や外部有識者、第三者委員会の助言による業務の改善等の取組を更に進めることにより、内部統制システムの充実を図る。</p> <p>⑤ 本部と現場や教員・教官同士による連携強化、安全管理上の課題への横断的な取組、情報共有体制の構築を進めることで不祥事案に対する信頼の回復に取り組む。</p>	<p>・コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施したか。</p> <p>・業務運営におけるリスクを適切に管理したか。</p> <p>・内部統制委員会での検証や外部有識者、第三者委員会の助言による業務の改善等の取組を更に進めることにより、内部統制システムの充実を図ったか。</p> <p>・本部と現場や教員・教官同士による連携強化、安全管理上の課題への横断的な取組、情報共有体制の構築を進めたか。</p> <p>・不祥事案に対する信頼の回復に取り組んだか。</p>	<p>○業務監査 ○文書管理監査 ○個人情報保護監査</p> <p>② コンプライアンスの一層の推進 ・以下の取組を行った。 ○全職員対象のコンプライアンス研修（毎年1回） ○新採用職員研修（海技職）、ファーストステップ研修（教員及び事務職）及び新管理職研修実施時における服務規律及び倫理等に関する講義の実施</p> <p>③ リスクの適切な管理 ・リスクマネジメント委員会を毎年3回開催し、以下の取組を行った。 ○危機対応指針の一部改正 ○緊急連絡先情報の収集・管理に関する達の一部改正 ○学校事業継続計画（BCP）の改正 ○各年度における優先対応リスク計画の選定、進捗状況の点検及び評価</p> <p>④ 内部統制システムの充実 ・理事長を委員長とする内部統制委員会を毎年3回開催し、以下の取組内容の報告、審議及び有効性の評価等を実施し、内部統制システムの充実を図った。 ○監事監査 ○SMS 内部監査 ○コンプライアンス研修実施状況 ○公益通報実績</p> <p>⑤ 不祥事案に対する信頼の回復 ・組織横断的な安全衛生対策推進委員会において、学校安全衛生活動計画、船員災害防止実施計画、健康保持増進実施計画を策定し、計画に基づく活動や現況を定期的に確認した。 ・期間中に発生した4件の不祥事案に対して、信頼回復のための取組を推進した。 ○令和6年3月に発生した宮古校職員による後援会資金着服事案に関する第三者委員会の報告書を踏まえ、再発防止策を策定するとともに機構ホームページ上に公表し、各学校における現金出納の原則廃止等、再発防止に取り組み、信頼回復に努めている。 ○令和6年7月に実施された船員労務管理官による船員労務監査において、練習船における船</p>	<p>・コンプライアンス推進のための研修を毎年度、全職員を対象に実施 ○職員のコンプライアンスに関する意識を向上させるため、毎年度全職員を対象にコンプライアンス研修や、機構内研修時に服務規律及び倫理等に関する講義を実施している。</p> <p>・内部統制委員会、リスクマネジメント委員会及び安全衛生推進委員会の定期開催を実施 ○内部統制委員会、リスクマネジメント委員会及び安全衛生対策推進委員会を開催し、それぞれの部門において業務実態や業務運営上のリスクを把握し、組織横断的な情報共有体制の構築を進めることで、内部統制システムの充実、不祥事案に対する信頼回復に取り組んでいる。</p> <p>・不祥事案に対する信頼回復へ取組 ○左欄に記載のとおり、組織一丸となり、信頼回復に努めている。</p>		
---	---	--	---	---	--	--

	<p>⑥ 監事監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。</p>	<p>・監査結果に基づくフォローアップを適切に行い、ガバナンスの強化を推進したか。</p>	<p>員法第65条の3第1項（休息时间）について法令違反の事実が確認され、戒告処分を受けたことを踏まえ、今後同様の事態が発生しないよう、練習船全船に対し「休息时间の取扱について」の注意喚起を行う等、再発防止に努めている。</p> <p>○令和6年9月、波方校の校内練習船が海上実習のため出港準備中に係留場所で燃料油（軽油）を流出する事案が発生した。防除作業及び風浪等により拡散消滅したことで浮流油による漁業被害等は発生していないが、原因究明と生徒・学生への指導及び教員による確認の徹底等、再発防止に努めている。</p> <p>○令和6年11月から令和7年1月に実施された運航労務監理官による船員労務監査において、本部における船員法第66条（割増手当）及び第67条（記録簿の備置き等）について法令違反の事実が確認され、戒告処分を受けたことを踏まえ、独立行政法人海技教育機構職員給与規程を改正するとともに、全練習船に対し「練習船船員の適切な労務管理の実行について」の説明を行う等、再発防止に努めている。</p> <p>⑥ ガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長を委員長とする内部統制委員会を毎年3回開催し、監事監査及びSMS内部の実施計画と対応結果を報告及び審議し、ガバナンスの強化を図った。 ・平成29年度に締結した「情報セキュリティ強化対策に係わるインターネット分離及び保守業務」契約に関し、令和5年11月に公表された令和4年度決算検査報告において、会計検査院から「情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかったため、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておらず、また、追加費用が生じたりしたもの」として不当事項と指摘されたことを受け、以下の対応を講じ、再発防止に努めている。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たに設置したPMOにおいて情報システム全体の適切な整備及び管理を行うこと。 ○プロジェクトの実現可能性について、外部専門家であるPMOアドバイザーによる技術的観点からの助言を基に事前検討を行うこと。 ○重要プロジェクトについては、適時適切に、業務推進本部会合等を通じて進捗状況の管理を行うとともに、理事会において組織としての意思決定を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内のガバナンスを強化 <p>○理事長を委員長とする内部統制委員会を開催し、監事監査及び内部監査等の取組内容の報告、審議を行い、適切に内部統制の充実・強化が図られているかを点検している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事案への再発防止への取組 <p>○平成29年度に締結した「情報セキュリティ強化対策に係わるインターネット分離及び保守業務」契約に関し、令和4年度決算検査報告において会計検査院より不当事項と指摘されたことを真摯に受け止め、PMOにおいて情報システム全体の適切な整備及び管理を行うこと、プロジェクトの実現可能性について、外部専門家であるPMOアドバイザーによる技術的観点からの助言を基に事前検討を行うこと、プロジェクトの進捗状況の管理については業務推進本部会合等を通じて適時適切に行うとともに、理事会において組織としての意思決定を行うこと等を徹底し、再発防止に努めている。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (5)	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
					評価	評価	
					＜評価に至った理由＞		
「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部第19回会合改定）に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。	＜評価の視点＞ ・機構内の情報セキュリティ対策の強化を図ったか。	＜主要な業務実績＞ ・情報セキュリティ対策として、次の取組を実施した。 ○内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）が開催する各種勉強会等への参加 ○令和3年度、陸上部門にてインターネット分離化ソフトの運用開始 ○令和4年度より最高情報セキュリティアドバイザーを外部委嘱し、最高情報セキュリティ責任者が情報セキュリティに関する助言を得られる体制を構築 ○令和5年度「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定を受け、情報セキュリティポリシーの見直しを実施 ○令和3年度の内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）による監査の指摘事項に対するフォローアップとして、規程類の改正作業等を実施 ・令和5年度に発生した個人情報漏洩を伴う情報セキュリティインシデント事案が4件発生したことを受け、次の通り再発防止策を講じ、情報セキュリティ対策の強化に努めた。 ○全機密情報等の情報セキュリティ対策に係る再教育の徹底 ○メール発信時における宛先の再確認及び上長確認の徹底 ○メールサーバの機能改修（送信の2段階確認及び外部宛先の自動BCC化）。 ○情報セキュリティ体制及び責務の明確化を図るため、関係規程を改正 ・令和4年度、在宅勤務等の拡大に対応し、情報セキュリティポリシーのうち、要機密情報を取り扱う場合を含む外部サービスの利用、WEB会議サービスやテレワーク等に関連する部分を改正した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ・期間中に複数件数のインシデントが発生したものの、適切な対策の実施により、以後の発生件数を0件としていることを、総合的に判断し、自己評価をB評定とする。 ・4件のセキュリティインシデント発生を受け、情報セキュリティ対策を更に強化 ○期間中、個人情報漏洩を伴うセキュリティインシデントが4件発生したことを重く受け止め、情報セキュリティポリシーに従い、全ての案件について主務省に対して報告するとともに、業務実績欄のとおり、情報セキュリティにかかる再教育の徹底、メールサーバの機能改修、セキュリティポリシーの改正、情報セキュリティ教育の充実等、様々な対策を講じ、情報セキュリティ対策を一層強化した。その結果、令和6年2月に4回目のセキュリティインシデントが発生した以降、情報セキュリティインシデントは発生していない。			

<p>また、リモートワーク時のセキュリティの強化を図る。</p>	<p>また、リモートワークの機能強化とあらゆる事態に対応したリモートワーク体制の実現とともに在宅勤務時のセキュリティの強化を図る。</p>	<p>・リモートワーク時のセキュリティの強化を図ったか。</p>	<p>また、この改正に合わせて個人情報にかかる JMETS ポータルサイトの運用指針等（情報格付及び取扱制限）の改正、テレワーク実施時及びWEB 会議利用時の情報セキュリティガイドライン等を新設し、リモートワークにおける情報セキュリティの強化を実施した。</p> <p>・令和5年度、リモートワーク用 PC について、職員に貸与するリモートワーク用 PC のほか、職員の私用 PC も使用できるよう、情報セキュリティガイドラインを制定し、リモートワーク環境を充実させた。</p>	<p>今後も引き続き、NISC 統一基準に対応したガイドラインの整備や情報セキュリティ教育の徹底等、対策に取り組んでいく。</p> <p>・リモートワーク用 PC について、職員に貸与するリモートワーク用 PC のほか、職員の私用 PC も使用できるよう、情報セキュリティガイドラインを制定し、リモートワーク環境を充実させた。</p>		
----------------------------------	---	----------------------------------	---	---	--	--

4. その他参考情報

—

予算(令和3年度～令和7年度)

(単位:百万円)

区分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合計
収入					
運営費交付金	27,394	1,571	842	5,057	34,864
施設整備費補助金	923	0	0	0	923
船舶建造費補助金	2,186	0	0	0	2,186
受託収入	0	15	125	0	140
業務収入	5,872	5	0	20	5,897
計	36,375	1,591	967	5,077	44,010
支出					
業務経費	11,399	25	27	0	11,451
施設整備費	923	0	0	0	923
船舶建造費	2,186	0	0	0	2,186
受託経費	0	15	125	0	140
一般管理費	0	0	0	1,399	1,399
人件費	21,867	1,551	815	3,678	27,911
計	36,375	1,591	967	5,077	44,010

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 22,201百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の費用である。(非常勤役員報酬等を除く。)

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

[注記]

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画(令和3年度～令和7年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
費用の部	34,646	1,591	967	5,147	42,351
経常費用	34,646	1,591	967	5,147	42,351
業務経費	33,266	1,576	842	0	35,684
受託経費	0	15	125	0	140
一般管理費	0	0	0	5,077	5,077
減価償却費	1,380	0	0	70	1,450
収益の部	34,646	1,591	967	5,147	42,351
経常収益	34,646	1,591	967	5,147	42,351
運営費交付金収益	27,394	1,571	842	5,057	34,864
受託収入	0	15	125	0	140
業務収入	5,872	5	0	20	5,897
資産見返負債戻入	1,380	0	0	70	1,450
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画(令和3年度～令和7年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
資金支出	36,375	1,591	967	5,077	44,010
業務活動による支出	33,266	1,591	967	5,077	40,901
投資活動による支出	3,109	0	0	0	3,109
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	36,375	1,591	967	5,077	44,010
業務活動による収入	33,266	1,591	967	5,077	40,901
運営費交付金による収入	27,394	1,571	842	5,057	34,864
受託収入	0	15	125	0	140
業務収入	5,872	5	0	20	5,897
投資活動による収入	3,109	0	0	0	3,109
施設整備費補助金による収入	923	0	0	0	923
船舶建造費補助金による収入	2,186	0	0	0	2,186

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。